

東京農業振興プラン

都民生活に密着した産業・東京農業の新たな展開

平成24(2012)年3月

東京都

東京農業振興プラン

都民生活に密着した産業・東京農業の新たな展開



平成24(2012)年3月

東京都

は じ め に

我が国の農業は、輸入農産物などによる農産物価格の低迷や食料自給率の低下、農業の担い手の減少や高齢化など、大きな課題に直面しています。東京においても、こうした課題に加え、都市化の影響や農家の相続などを契機として農地の減少が続くなど、農業を取り巻く環境は厳しいものがあります。

しかし、こうした状況の中にあっても東京農業は、都民の食卓に新鮮で安全・安心な農産物を供給しており、また、その生産基盤である農地は、都市の環境保全や防災、潤いや安らぎの提供など、都民生活に多くの役割を果たしています。

今日、都民の価値観やライフスタイルが多様化し、都民が生活の豊かさを実感できる社会を築いていくことが求められている中で、東京農業がそれに応える産業の一つとなり得ることを示す経営事例も見られます。また、大都市東京に立地する東京農業は、消費者ニーズを素早く取り入れた経営展開や多様な人材の活用、商工・観光業との連携などにより、様々な発展の可能性を秘めています。

そこで、都は、こうした東京農業の持つ潜在力を最大限に発揮して、“都民生活に密着した産業”として農業を振興していくため、このたび「東京農業振興プラン」を改定しました。

また、本プランでは、都市農業・農地について都市計画や税制の面での改善が是非とも必要であり、国への提案として明記しています。

都民の皆さんと農業者、行政がしっかりと手を結び、農業の持つ可能性を切り拓き、都民生活に一層貢献する東京農業を築いていきたいと考えています。

平成24（2012）年3月

東京都産業労働局長 前 田 信 弘

東京農業振興プラン目次

はじめに

序 章 農業振興プランの改定に向けて	1
1 プラン改定の目的	1
2 本プランの位置づけと計画期間	1
第1章 東京農業を取り巻く状況	2
第1節 経済・社会情勢の変化	2
1 転換を迫られる我が国の農政	2
2 揺らぐ食の信頼	3
3 都市農業・農地に対する評価の高まり	4
第2節 東京農業の現状と課題	6
1 東京農業の現状	6
2 東京農業が抱える課題	14
第2章 東京農業の振興方向と施策展開	16
第1節 農業振興の基本的考え方	16
1 目指すべき東京農業のすがた	16
2 農業振興の基本的視点	16
3 農業振興の方向	17
第2節 農業振興施策の展開	18
1 東京農業の特性を活かした産業力の強化	18
(1) 東京のポテンシャルを活かした魅力ある農業経営の確立	18
(2) 東京オリジナルの商品開発とブランド化の推進	20
(3) 東京農業を支える意欲ある担い手、多様な担い手の確保・育成	22
(4) 農業生産基盤の整備と農地の保全・利活用の促進	24
2 都内産農畜産物の安全・安心の確保と地産地消の推進	26
(1) 農畜産物の安全・安心の確保に向けた取組の充実・強化	26
(2) 都内産農産物の地産地消の推進	27
(3) 環境に優しい農業の推進	29
(4) 植物防疫・家畜防疫対策等の強化	31
3 豊かな都民生活と快適な都市環境への積極的貢献	33
(1) 農業・農地の多面的機能を発揮したまちづくりの推進	33
(2) 都内産農産物や農業体験を通じた食育の推進	35
(3) 都内産緑化植物による都市緑化の推進	37
(4) 都民とともに作り育てる東京農業	39
4 東京農業の振興方向の体系	41

第3章 都市農業・農地に係る制度改善の国への提案	42
1 都市農業・農地の現状と再評価の動き	42
(1) 農業者の経営意欲と危機意識	42
(2) 都市農業・農地に関する国の動向	43
2 都市農業・農地の位置づけの明確化と基本法の制定	44
(1) 都市政策としての都市農地の位置づけ	44
(2) 農業政策としての都市農業の位置づけ	44
(3) 「基本法」の制定	44
3 都市農業・農地の制度改善	45
(1) 生産緑地制度の改善	45
(2) 「特定貸付け」制度の生産緑地への適用拡大	45
(3) 相続税納税猶予制度の適用拡大など相続税の負担軽減措置	45
4 都市農業の持続的な振興と貴重な都市農地の保全に向けて	46
第4章 都民生活に密着した産業・東京農業の実現に向けて	47
1 農業者や農業団体の役割	47
2 都民の協力	48
3 行政の役割	48
補 章 地域農業の振興の考え方と経営モデル	50
第1節 地域別農業の特徴と振興の考え方	50
1 都市地域の農業	51
2 都市周辺・中山間地域の農業	54
3 島しょ地域の農業	57
第2節 経営モデルの例示	60
1 経営モデルの設定	60
2 経営モデルの例示	62
(1) 東京の農業をリードする経営モデル	62
(2) 地域の農業を担う経営モデル	63
(3) 農業の広がりを支える経営モデル	66
(4) 農業生産法人など企業的な経営モデル	68
資料 東京農業振興プラン中間まとめに寄せられたご意見	69

序章 農業振興プランの改定に向けて

1

プラン改定の目的

都はこれまで、平成13年12月に策定した東京農業振興プラン「新たな可能性を切り拓く東京農業の挑戦」に基づき、魅力と活力あふれる産業として東京農業の振興を図るため、様々な施策を展開してきました。

この間、我が国の農業を取り巻く環境は、輸入農産物の増加等に伴う収益性の悪化や農業者の高齢化など、一層厳しさを増しています。一方、東京農業においては、これらに加え、都市化の影響や農家の相続などを契機とした農地の減少などの課題を抱えながらも、近年は、都内産農産物の地産地消や身近でできる農業体験など様々な面から都民の期待が高まっています。

現プランの策定から10年が経過した今日、こうした経済・社会情勢の変化に対応するため、新たな施策の構築と都市農地の保全に向けた国の制度改善などが必要となっています。

そこで、今後都が、都民生活に密着した産業として東京農業を発展させる施策を展開するとともに、必要な制度改善を国に提案していくため、東京農業振興プラン（以下、「本プラン」といいます。）を改定することとしました。

2

本プランの位置づけと計画期間

- 本プランは、平成23年11月の東京都農林・漁業振興対策審議会の答申「都民生活に密着した産業・東京農業の新たな展開について」を踏まえ、都が目指す農業振興の方向と今後の施策展開を示したものです。
- 本プランは、都の農業振興の方向を明らかにすることにより、農業者及び農業団体、区市町村に対しては、農業の振興及び地域の活性化に活用できる指針として提供し、都民に対しては、その積極的な参加と協力を働きかけていくものです。
- 本プランは、平成24年度からおおむね10年後を見据えた計画としていますが、経済・社会情勢の変化や施策の進行状況等に応じて、必要な見直しを行います。

第1章 東京農業を取り巻く状況

第1節 経済・社会情勢の変化

1

転換を迫られる我が国の農政

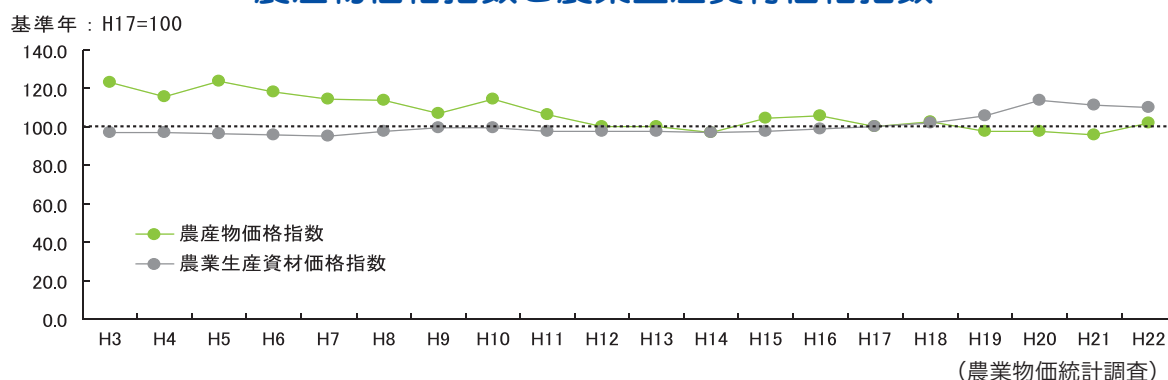
世界の食料需給が不安定さを増し、将来の深刻な食料不足が懸念される中、食料自給率が低い我が国は、食料を外国に依存する体質から転換していかなければなりません。

しかし、国内の農業は、輸入農産物の増加に伴う農産物価格の低迷や、生産コストの上昇による収益の悪化など、極めて厳しい環境下にあります。加えて、農業者の高齢化や後継者の不足、農村の活力低下といった問題は依然として解消されておらず、我が国の農業は危機的な事態に直面しています。

こうした状況に対処するため、国は、平成22年3月に新たな食料・農業・農村基本計画^{※1}を策定し、戸別所得補償制度^{※2}や6次産業化などの政策を打ち出し、農業を再生させようとしています。

また、TPP^{※3}への参加問題は、各方面で様々な議論を呼んでいます。我が国の農業はもとより食の安全面への影響も懸念されることから、今後十分な議論を行った上で、適切な対応をとる必要があります。

農産物価格指数と農業生産資材価格指数



※1 食料・農業・農村基本計画：食料・農業・農村基本法に基づいて、政府が定めた食料・農業・農村に関する施策の総合的計画

※2 戸別所得補償制度：主要農産物（米、麦、大豆など）の生産を行った販売農家（集落営農を含む）に対して、生産に要する費用と販売価格との差額を基本とする交付金を国が直接農家に交付する制度

※3 TPP：TPP（環太平洋パートナーシップ協定）は、2006年にシンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの4カ国で発効した貿易自由化を目指す経済的枠組みで、その後、オーストラリア、ペルー、アメリカ、ベトナム、マレーシアの5カ国が加わり、9カ国が交渉に参加している。日本は、協定参加に向け各国と協議を開始

2

揺らぐ食の信頼

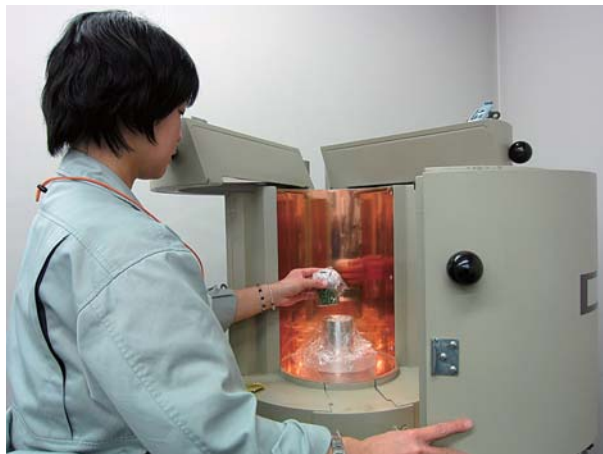
我が国は、著しい経済発展を遂げ、物の豊かさを享受できる社会を実現させましたが、近年、経済活動の効率性が過度に追求され、安全性の欠如といった問題が様々な分野で顕在化しています。食品分野では、事故米の不正転売や牛肉等の産地偽装表示など、利益優先の企業体質が招いた事件が相次ぎ発生しています。

また、平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故による農産物の放射性物質の汚染問題では、国の情報提供不足や対応の遅れもあり、東日本産はもとより国産農産物全体の安全性に対する信頼が失われています。

こうした食への不安を払拭し、信頼を回復させるため、国や地方自治体、農業者や農業団体、民間企業など、様々な主体が各々の役割を着実に果たしていくことが急務となっています。

農産物の安全性確保に向けた放射性物質検査

- 農産物の安全性を確保するため、全国の地方自治体や国などの行政機関、農業者や農業団体などが、農産物の放射性物質検査を実施し、暫定規制値を超える農産物が市場に出回らないよう努めています。
- 都内産の農産物については、都が農業者やJA、区市町村との連携を図りながら検査を進めており、その安全性を確認しています。



農産物の放射性物質検査状況

3

都市農業・農地に対する評価の高まり

東京の農業・農地は、安全・安心な農産物を生産するほか、都市の環境保全や防災、教育などの多面的機能を有しており、様々な面から都民生活に深く関わっています。

農業・農地の持つ多面的機能

〈農業生産機能〉

東京では、地域特性を活かした特色ある農業が展開され、都民ニーズを捉えたバラエティ豊かな農産物を生産・供給しています。また、地域の商工業や観光業などの地場産業と連携して、地域の活性化に寄与しています。

〈レクリエーション・コミュニティ機能〉

観光農園や市民農園等は、農業体験を希望する都民の身近なレクリエーションの場となっています。また、農業体験農園や援農ボランティア活動等は、都民と農業とのふれあいの場となるほか、コミュニティが形成されるなど、農を取り入れたライフスタイルの実現の場となっています。

〈環境保全機能〉

東京では、都市化の進展に伴い緑地が年々減少し、ヒートアイランド現象などの様々な環境問題も発生し、その改善は重要な課題です。農地は都市の貴重な緑地として、ヒートアイランド現象の緩和や地下水の涵養など、都市環境の維持に重要な役割を果たしています。

〈防災機能〉

都市農地は、都市の中にある貴重なオープンスペースであり、地震や火災などの災害時には、一時的な避難場所や仮設住宅の建設地等としての活用が期待されるほか、局地的な集中豪雨による浸水被害を抑制する機能を持っています。

〈教育機能〉

自然の少ない都市部では、農業・農地が自然の仕組みや営みを学ぶフィールドを提供しています。農作物を育てる子供たちの農業体験は、地元の農業や食べ物の生産について学ぶ食育の場となっています。

〈景観形成、歴史・文化の伝承機能〉

ビルや住宅が立ち並ぶ市街地に住む人々に対して、緑豊かな都市農地は、潤いや安らぎを与える田園風景を提供しています。また、農業にまつわる史跡や行事などは、歴史や文化の薫る都市の重要な要素の一つとなっています。



子供たちによる農業用水での生き物調査

特に、人や建物が集中する都市部において、多面的機能の評価が高く、農業・農地を活かしたまちづくりを進める区市も出てきており、今後、こうした取組が都内各地域に広がることが期待されます。

また、市街化が進み、農地が減少している都市部の自治体では、都市農地保全推進自治体協議会※1や全国都市農業振興協議会※2などが設立され、区市等が連携し都市農地保全に向けた動きを活発化させています。

国においても、国土交通省では、都市農地を積極的に評価する観点から都市農地の位置づけや制度のあり方についての検討が行われ、また、農林水産省では、平成23年10月に「都市農業の振興に関する検討会」を立ち上げ、都市農業の制度や政策等に関する議論を進めています。

地方自治体による農地保全に向けた動き ＜都市農地保全推進自治体協議会＞

- 東京の市街化区域内に農地を持つ38区市町は、都市農地保全推進自治体協議会を設立し、都市農地の保全を目的とした公開討論会や国への制度要望などの取組を行っています。
- 平成23年9月に開催したフォーラムでは、「都市における農地の役割は何か」をテーマとしたパネルディスカッションを行い、地域コミュニティ・防災・食育など様々な角度から討論を展開し、都民に都市農地の大切さを訴えました。



都市農地保全自治体フォーラムにおける討論

※1 都市農地保全推進自治体協議会：市街化区域内に農地を持つ都内の38基礎自治体で構成される協議会。練馬区の呼びかけにより平成20年10月に設立。都市農地の保全を目的とした取組を連携して実施

※2 全国都市農業振興協議会：都市農地及び周辺農地に関して共通の課題を抱える地方自治体等で構成される協議会。川口市の呼びかけにより平成22年10月に設立

第2節 東京農業の現状と課題

1

東京農業の現状

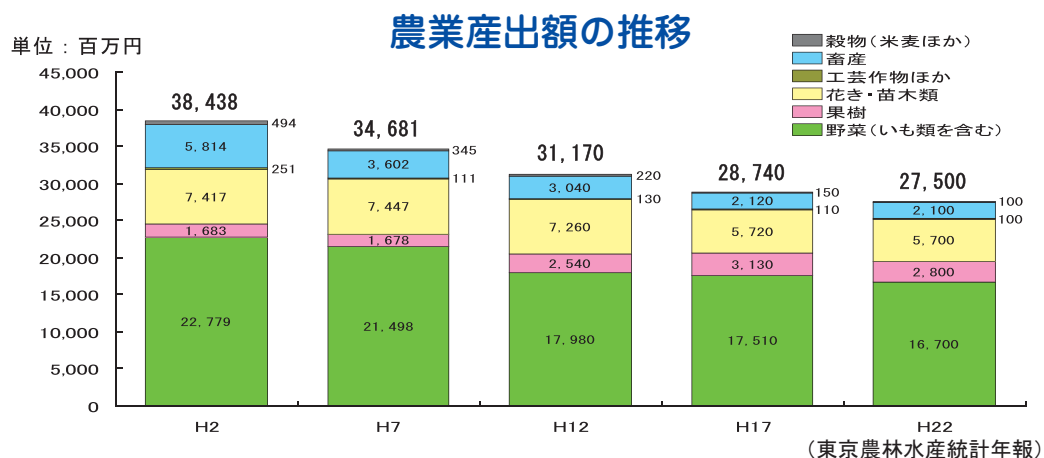
東京では、都市化が進む中で、収益性の悪化など厳しい環境に置かれながらも、意欲ある農業者が地域特性を活かした多種多様な農業を展開しています。

(1) 多様な東京農業

東京では、都市地域や山村地域、島しょ地域で、特色ある農業が営まれています。都市地域では、施設栽培など限られた農地を最大限に活用した収益性の高い農業が展開され、山村地域や島しょ地域では、豊富な流水や温暖な気候等の自然環境を活かした特産物の生産が行われており、加えて、これらは観光資源にもなるなど、農業が地域の重要な産業となっています。

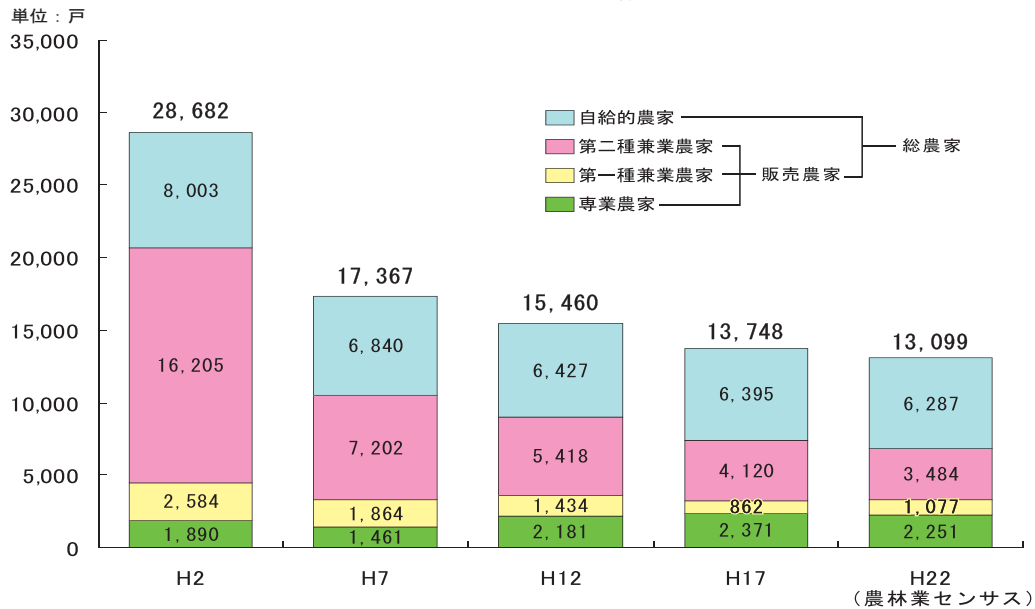
生產品目では、平成22年の総産出額275億円の約6割を野菜類が占めていますが、果樹類や花き・苗木類、畜産物など幅広く生産されており、バラエティの豊かさが東京農業の特徴の一つとなっています。また、大消費地にある利点を活かした直売や農産物加工にとどまらず、観光も取り入れた複合的経営など、多様な農業経営の展開が見られます。

さらに、新たな経営形態として着目される農業体験農園※1は、農業を理解・体験したいという都民ニーズにマッチし、平成23年3月末現在77箇所、この10年間で約10倍になるなど着実に拡大しています。



※1 農業体験農園：農家自ら農業経営の一環として開設する農園で、農家の指導の下、利用者が種まきや苗の植付けから収穫まで年間を通して体験することができる。利用者は、年間の農園利用料と収穫物代金を支払うことで、素人であっても、市販の作物と同等のものを収穫することが可能

農家数の推移



農業体験農園数

平成23年3月現在

区 市 名	農 園 数	区 市 名	農 園 数
世 田 谷 区	3	昭 島 市	4
杉 並 区	1	調 布 市	4
練 馬 区	15	小 金 井 市	2
青 梅 市	1	小 平 市	3
羽 村 市	1	国 分 寺 市	2
瑞 穂 町	1	三 鷹 市	2
町 田 市	6	国 立 市	2
日 野 市	3	東 村 山 市	5
多 摩 市	2	西 東 京 市	4
稲 城 市	2	武 蔵 村 山 市	2
立 川 市	5	東 大 和 市	1
府 中 市	5	東 久 留 米 市	1
合 計	77		

(東京都調べ)

市民農園数

平成23年3月現在

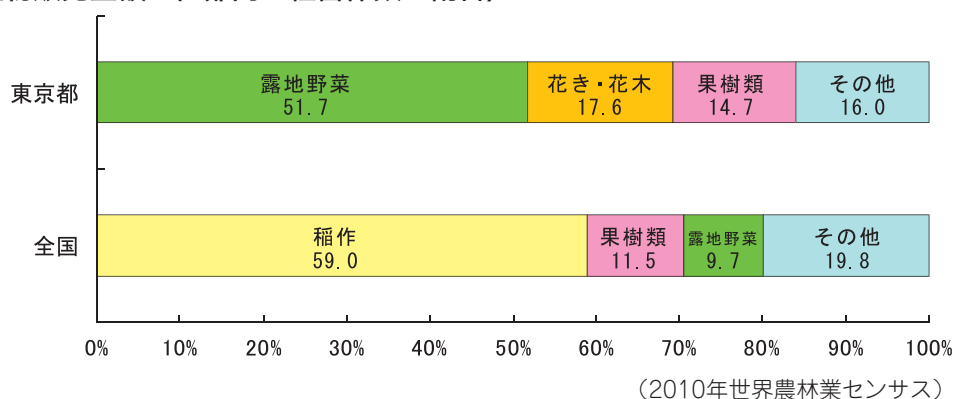
区 部	農 園 数	区 画 数
西 多 摩	243	15,673
南 多 摩	44	2,404
北 多 摩	67	3,552
島 しょ	135	8,603
合 計	1	7
	490	30,239

(東京都調べ)

全国との比較による東京の経営体像

- 全国では稲作の経営体の割合が多く、東京では露地野菜の経営体の割合が多くなっています。

〈農産物販売金額1位部門の経営体数の割合〉



- 1戸当たりの経営耕地面積や経営規模は狭小ですが、単位面積あたりの農業産出額が相対的に大きく、集約的な農業が行われています。

〈経営体像〉

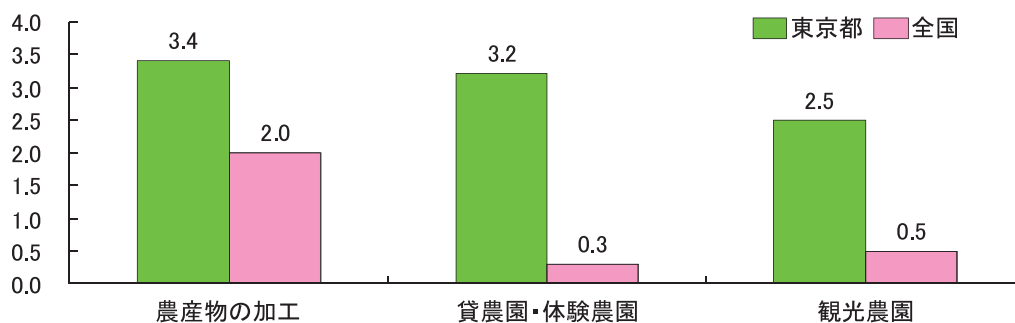
	販売農家1戸当たりの 経営耕地面積（a）	10a当たりの 農業産出額（万円）
東京都	70.6	36.7
全国	196.1	16.6

(東京農林水産統計年報より推計)

- 東京では、農産物加工などの農業生産関連事業に取り組む経営体の割合が多くなっています。

〈農業生産関連事業を行っている経営体数の割合〉

単位：％



(2010年世界農林業センサス)

（2）東京の農業者の変化

東京の農業者の平均年齢は63.8歳で、この10年間で4.6歳上昇するなど高齢化が進んでいます。一方、区市町村の認定を受けて経営改善を図る認定農業者※1は、平成23年3月末現在で1,494経営体、この10年間で2.5倍に増加しており、新技術の導入や販路の開拓に努めるなど、意欲的に農業に取り組んでいます。

また、都市地域では農地と住宅地が隣接していることから、農薬の使用を低減するIPM技術※2等の栽培管理手法を導入するなど、周辺環境に配慮した農業が行われています。こうした環境に優しい農業を目指すエコファーマー※3は、平成23年3月末現在で610名、認定初年度である平成16年度からの6年間で約7倍に増加しています。

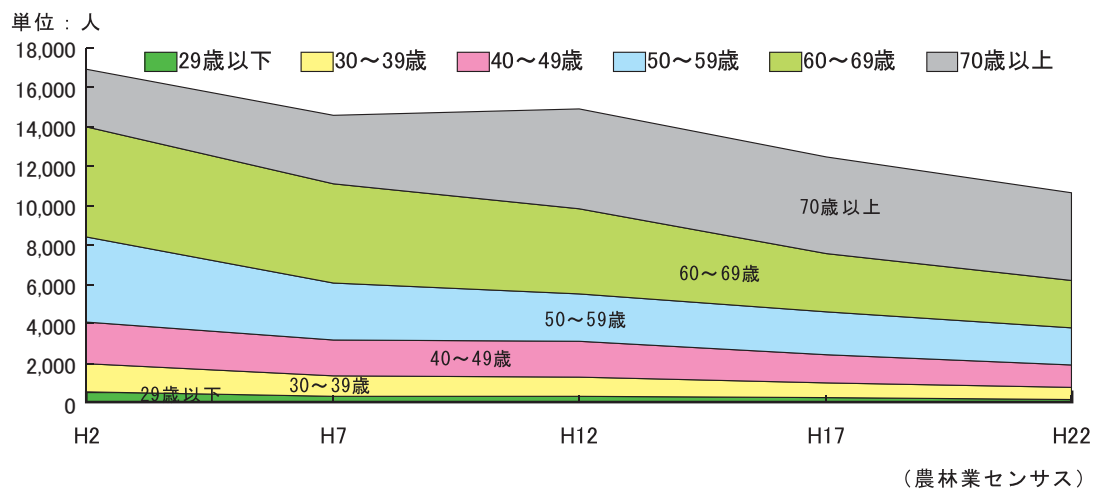
地価が高く、新規の農業参入が難しい東京ですが、近年、市街化調整区域等では、非農家出身者が都内の農地を借りて農業を始める事例もあり、今後、こうした新規就農者の増加に期待が寄せられています。

※1 認定農業者：農業者自らが作成する「経営を改善するための計画」が、農業経営基盤強化促進法に基づき適切であるとして、区市町村から認定を受けた者。支援のための各種施策が重点的に実施されている。

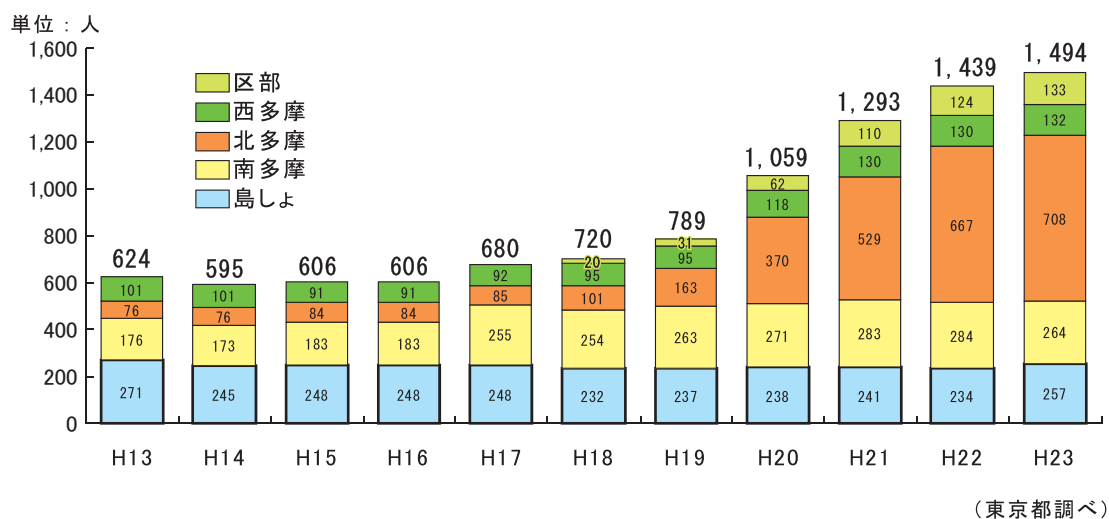
※2 IPM技術：Integrated Pest Management の頭文字、総合防除と訳される。化学農薬のみに依存せず、天敵や耕作方法、発生予察などを組み合わせ、効率的に病虫害や雑草を管理する手法

※3 エコファーマー：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくり技術、化学肥料使用低減技術、化学合成農薬使用低減技術を一体的に導入する計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者の愛称

基幹的農業従事者※1数の推移



認定農業者数の推移



※1 基幹的農業従事者：農業に主として従事した16歳以上の世帯員（農業就業人口）のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事（農業）」である者

（3）地産地消の潮流

都内で生産される農産物は、市場を通じた流通のほか、量販店との契約出荷や直売など、多様なルートで都民に供給されています。近年は、各地域で農産物共同直売所の設置が進み、平成7年に都内には19箇所であった共同直売所は、平成22年には3倍の57箇所に増加しており、新鮮で安全・安心な農産物を求める消費者ニーズに即した流通形態へと変化してきています。

また、都内の小中学校のうち、平成21年に都内産の食材を学校給食に使用した学校は73.5%（小学校72.0%、中学校76.6%）となっており、子供たちの農業体験学習とともに地域農業と連携した食育活動が活発になっています。

学校給食に地元産の食材を採用している学校数（21年度）

	小学校			中学校		
	完全給食 実施校数	地元産の農 産物を使用	割 合	完全給食 実施校数	地元産の農 産物を使用	割 合
区 部	852	491	57.6%	388	254	65.4%
市 部	433	428	98.8%	192	186	96.8%
町村部	25	25	100.0%	20	20	100.0%
総 計	1,310	944	72.0%	600	460	76.6%

（東京都教育委員会「平成21年度東京都における学校給食の実態」より集計）



稲刈りを体験する子供たち

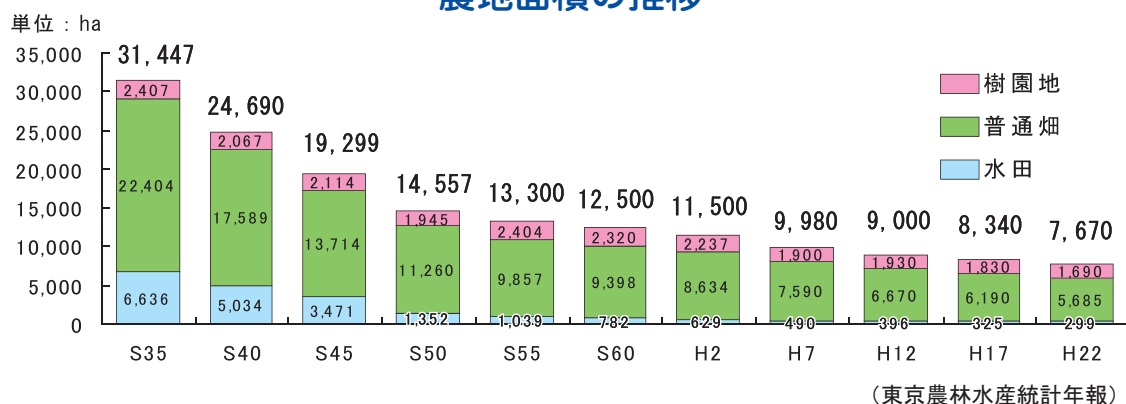
（４）減少が進む農地

緑豊かな農地は、生活環境に潤いと安らぎを与え、都市の貴重な防災空間となるなど、都民生活に多くの役割を果たしています。しかし、都内の農地は、都市化の影響に加えて農家の相続などにより年々減少を続けており、農地が果たしている大切な機能が失われつつあります。

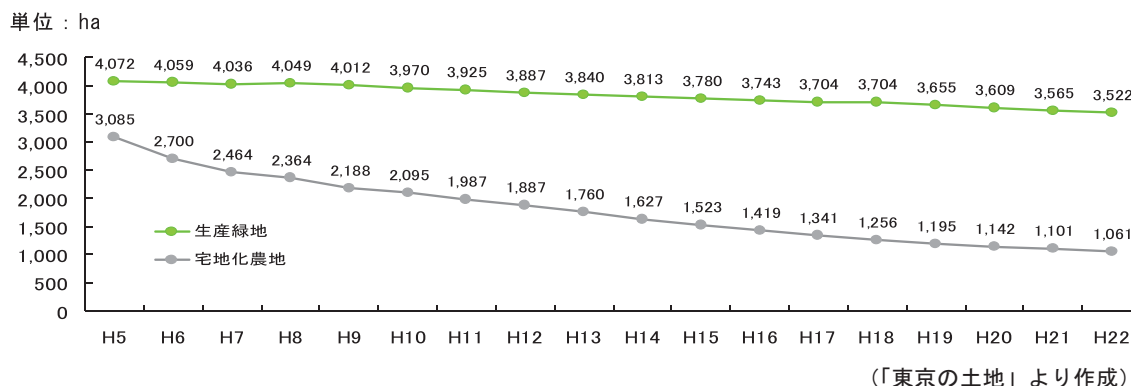
東京全体では、平成12年からの10年間で1,330haの農地が失われ、平成22年の農地面積は7,670haとなっています。このうち、市街化区域内の農地（生産緑地※¹及び宅地化農地）は、10年間で1,191ha減少し、農地面積は4,583haとなっています。特に、宅地化農地の減少は著しく、10年間で826ha減少、保全すべき農地として位置づけられている生産緑地であっても10年間で365ha減少し、面積は3,522haとなっています。

なお、各区市では生産緑地の追加指定に取り組んでいますが、追加指定の面積に比べて、相続を契機として解除される面積がそれを上回り、全体では減少傾向が止まらない状況となっています。

農地面積の推移



生産緑地と宅地化農地の面積の推移



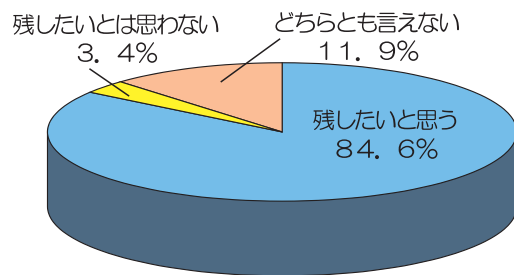
※1 生産緑地：生産緑地法に基づき、市街化区域内の500㎡以上の規模等、一定の要件を満たした農地について、都市計画として生産緑地地区に位置づけたもの。この制度により大都市圏の市街化区域内の農地は、保全すべき農地（生産緑地）と宅地化すべき農地（宅地化農地）に区分される。生産緑地に指定されると税の軽減措置を受ける一方、営農が義務付けられる。

（５）都民の意識

平成21年都政モニターアンケートによると、「東京に農業・農地を残したい」と回答した人は84.6%であり、平成17年に実施した同様の調査の81.1%をさらに上回るなど、都民の東京農業に対する期待は高まっています。東京の農業・農地に期待する役割としては、「新鮮で安全な農畜産物の供給」が66.4%、「自然や環境の保全」が49.2%、「食育などの教育機能」が40.1%と上位になっています。

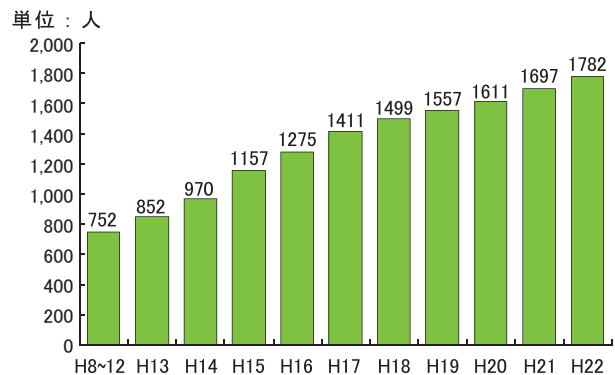
また、農業に強い関心を持ち、農家の作業を手伝うことで東京農業を応援する援農ボランティアが、各地域で活躍しています。現在、公益財団法人東京都農林水産振興財団が「東京の青空塾事業」を実施し、区市町村と連携して援農ボランティアの育成に取り組んでおり、平成22年度末現在で約1,800名の都民が登録され、東京農業の支え手の一つとなっています。

東京の農業・農地についての意向



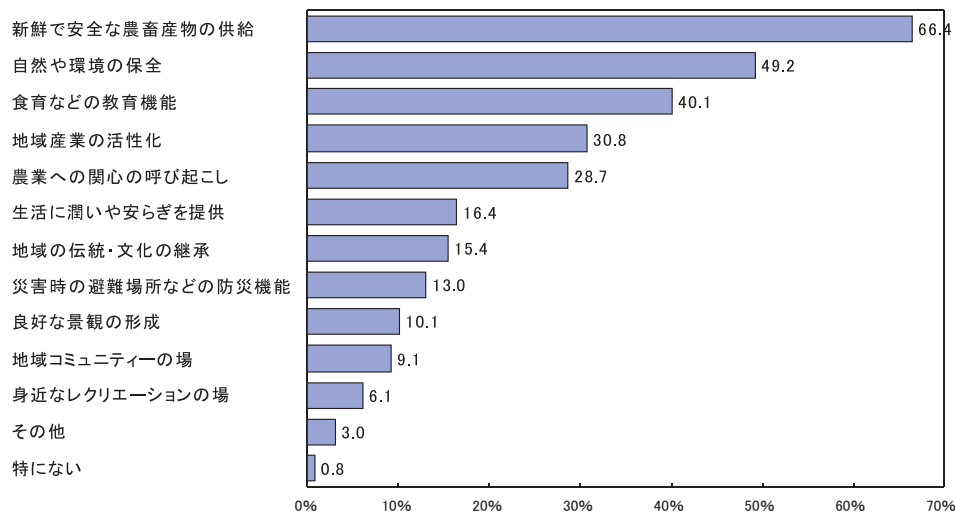
（平成21年都政モニターアンケート）

援農ボランティア登録者数の推移



（東京都農林水産振興財団調べ）

東京の農業・農地に期待する役割



（平成21年都政モニターアンケート）

2

東京農業が抱える課題

東京農業が維持・発展していくためには、東京農業を取り巻く環境の変化や都民生活に果たすべき役割を踏まえ、多岐にわたる課題を解決していく必要があります。

(1) 力強い経営体育成による産業力の強化

東京農業は、収益性の悪化や農業者の高齢化、後継者の不足など、我が国の農業に共通する問題に加え、都市化に伴う生産環境の悪化や高い税負担など、大都市特有の問題を抱えています。その一方で、1,300万人の消費者を抱える東京では、そのメリットを活かした収益性の高い新たな農業経営を展開できる可能性を秘めています。

このため、生産技術の改善はもとより経営感覚に優れた人材の確保・育成や積極的な経営改善による経営体強化、加えて、このような経営体への農地の利用集積、農産物の多様な販路の開拓など、いかに産業力を強化するかが課題となっています。

(2) 民間・行政が一体となった食の安全性確保と信頼向上

都民の食の安全性への関心が高まる中で、身近で生産活動を展開している東京農業には、都民に安全な農産物を供給する責務があります。

このため、農薬の使用量の低減に加え、農作物の病害虫・家畜伝染病等に対する検査や防除体制の強化など、生産・出荷段階での民間・行政が一体となった農産物の安全性の一層の確保が課題となっています。また、食の信頼向上に向けた事業者の主体的な活動を促すため、品質管理や消費者対応等の取組に関する情報の積極的な提供を支援するなど、食の信頼を高める取組もさらに推進する必要があります。

(3) 農業・農地の多面的機能発揮のための環境づくり

都市の中で、農業・農地の持つ多面的機能を一層発揮させていく取組は、国内的にもあまり例がなく、そのノウハウはまだ十分ではないため、都内各地域の先進的事例や今後の積極的な取組を通じて、さらに蓄積していく必要があります。

とりわけ、農業者の負担が少なく、また、都民が協力・参加しやすい仕組みづくりを進めるため、行政・農業団体によるコーディネートなどが重要になります。

このため、農業者や都民、行政などによる地域の合意形成を行う場を創出し、農業者への支援体制等の検討を行うなど、多面的機能を発揮するための環境づくりが課題となっています。

（4）都市農業・農地に係る制度の改善

都市農地は、現行の農地制度や税制度のもとで、大きく減少を続けてきました。しかし今日、都民生活やまちづくりの中で果たす都市農業・農地の意義と役割を積極的に評価し、できる限り保全していく必要があります。

このため、将来にわたり都市農業が承継され都市農地が保全さるよう、現行制度における課題を明らかにし、国にその改善を強く働きかけていく必要があります。

第2章 東京農業の振興方向と施策展開

第1節 農業振興の基本的考え方

1

目指すべき東京農業のすがた

『都民生活に密着し未来に向け発展する産業』

今日、都民の価値観やライフスタイルが多様化する中で、都民の求める生活の豊かさを実感できる社会を築いていくことが求められています。

これまでも、東京農業は、都民の食卓に新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は、都市の環境保全や防災、潤いや安らぎの提供など、都民生活に多くの役割を果たしてきました。

今後の東京農業は、都民にとっては豊かな都民生活に貢献する魅力ある産業、また、農業者にとっては収益性の高い魅力ある産業として、都民生活に密着し未来に向け発展していく産業となることを目指します。

2

農業振興の基本的視点

『東京農業の持つ潜在力を発揮した力強い農業の推進』

大都市東京に立地する東京農業は、消費者ニーズを素早く取り入れた経営展開や多様な人材の活用、商工業や観光業との連携などにより、様々な発展の可能性とそれを実現していく力を秘めています。

東京農業を、都民生活に密着し未来に向け発展する産業としていくためには、こうした潜在力を最大限に開拓・発揮していくことが重要であることから、『東京農業の持つ潜在力を発揮した力強い農業の推進』を新たな視点として、農業振興を図っていきます。

3

農業振興の方向

今日の東京農業が抱える課題に的確に対応するため、次の3つを今後の東京農業の基本的な振興方向として、農業振興施策を展開していきます。

- (1) 東京農業の特性を活かした産業力の強化
- (2) 都内産農畜産物の安全・安心の確保と地産地消の推進
- (3) 豊かな都民生活と快適な都市環境への積極的貢献

第2節 農業振興施策の展開

1

東京農業の特性を活かした産業力の強化

(1) 東京のポテンシャルを活かした魅力ある農業経営の確立

東京農業が発展していくためには、東京農業が持つ潜在力を最大限引き出し、魅力ある農業経営を確立することが重要です。1,300万人の都民を抱え、多様な産業や大学などの教育・研究機関が集積する東京の強みを活かし、農業者の創意工夫とチャレンジ精神を発揮した、個性ある東京スタイルの経営を展開します。

○ 大消費地東京の優位性を活かした収益性の高い農業経営の実現

東京の巨大な消費力や多様な都民ニーズを素早くつかめる立地にあるメリットを経営に活かし、限られた農地面積で最大限の収益を上げるため、新技術の導入や施設栽培などによる生産性の向上、農業と加工・サービスの組合せによる経営の多角化などにより、農業者の経営改善を進めます。

このため、新技術の開発・導入を進めるとともに、経営改善に必要な施設整備への支援、各分野の専門家による経営面の支援などを総合的に実施していきます。

「新技術隔離床栽培システム」で収益性アップ!



ヤシガラ培地を入れた樽容器でトマトを養液栽培することで、土壌病害などの連作障害を回避することができます。また、この栽培方法は、肥料を効率よく与えることが可能で、長期間収穫でき、収穫量もアップします。

都内では、こうした新技術を積極的に導入して、高収量・高品質・高収益などを目指して生産に取り組む農業者が増えています。

○ 都民ニーズの開拓による新しい農業経営の確立

質の高いサービスの提供を目指す農業体験農園や観光農園、ファーマーズレストランの開設、料理実習などの食育活動が可能な施設を備えた農園など、都民のライフスタイルの変化等を見据えて、潜在的なニーズを積極的に開拓し経営に活かす、新しい東京スタイルの経営モデルを確立します。

このため、都市地域や山村・島しょ地域など、地域の特性を活かした農業者の新たな農業ビジネス創出などの取組をハード・ソフトの両面から支援していきます。

農業体験と食育をビジネスに…「森の食育食農学校」

立川市の「スマイル農園」では、これまで、摘み取り農園や農業体験農園を行っていましたが、食育活動を積



極的に農業経営に取り入れるため、調理設備のある食育施設を整備しました。

木々の中にたたず

むおしゃれなガラス張りの施設の中で、農園の採れたての農産物を料理しながら食べ物について学ぶことが

でき、利用者から好評です。農産物の生産・販売に加えて、農業体験農園や料理教室の開催など、新たな経営展開を図っています。

(立川市)



○ 地域農業の生産力強化と農商工連携の推進

都内の各地域には、地域の農業をリードする経営体や自家消費を中心とする小規模農家など、様々な経営規模の農業者が混在しています。こうした農業者が地域で連携し、それぞれが農地の利活用と生産活動を活発化するための取組を支援することで、地域全体としての農業の生産力強化を図ります。

また、商店街での地場農産物の販売や特産農産物を材料とした新たな加工品の製造・販売、農業体験や農産物の直売を観光資源として積極的に活用する取組などを支援し、農業と商工・観光業などの地場産業が連携して相乗効果を発揮することにより、農業を通じた地域の活性化にも貢献していきます。

商工業者と連携して古代米を使った商品開発



府中市古代米研究会は、黒米のPRと消費拡大のため、黒米うどんや黒米焼酎をつくり、市内の農産物直売所や量販店等で販売しています。これらは、お土産品として人気が高く、地域に定着してきました。

さらに同研究会は、市内の商工業者と連携し、黒米を使ったパンやカステラ、古代米の稲わらで包んだ納豆等の商品化や、市内の飲食店における新しいメニュー作りに力を注いでいます。（府中市）

（2）東京オリジナルの商品開発とブランド化の推進

最近、地域で生産される農産物をブランド化して販売する取組も活発化しており、地域団体商標^{※1}の登録を行った「稲城の梨」や多摩地域産のみで製造した「東京牛乳」、豚肉の「TOKYO X」、「東京しゃも」などが好評を得ています。

農産物価格が低迷する中で、都内産農産物を有利に販売していくため、こうしたブランド化の推進や消費者ニーズを捉えた東京ならではの新商品の開発など、差別化や高付加価値化への取組をさらに推進します。

○ ブランド農産物等の育成

東京独自の新たな品種の開発や育成を行うとともに、東京ならではの「江戸東京野菜」など、都内各地域にある個性豊かな農産物や加工品について、商品性の向上や都民への積極的なPR等により差別化を図り、ブランド化を推進します。

東京の農産物で初の「地域団体商標」



稲城市では、特産の「稲城」という品種のナシをはじめとした果樹栽培が盛んです。JA東京みなみ稲城支店果実部では、市特産のナシをブランド品として全国にPRするため、平成18年に「稲城の梨」という地域団体商標を取得しました。

この商標を出荷箱やのぼり旗などに活用して宣伝を行い、販売促進につなげています。

（稲城市）

※1 地域団体商標：地域の名称及び商品の名称等からなる商標について、一定の範囲で周知となった場合には、事業協同組合や農業協同組合が地域団体商標として登録することを認めるもの

江戸東京野菜が料亭で……

ＪＡ東京グループでは、江戸時代から今日まで東京で引き継がれてきた伝統野菜を「江戸東京野菜」としてブランド化し、東京の野菜文化を継承する取組を進めています。平成24年3月現在、練馬ダイコンや金町コカブ、東京ウドなど22品目が指定されており、栽培農家数はまだ少ないものの、江戸東京野菜を都心のレストランや地元の料亭に出荷する農家も現れています。



江東区亀戸の料亭では、地元では幻の大根となっていた「亀戸ダイコン」を店の看板商品としています。ここでは、亀戸大根あさり鍋や亀戸大根たまり漬けなどのオリジナル料理や弁当を楽しむことができます。



(江東区)

○ 地場農産物を活用した加工品等の新商品の開発

地場農産物を活用した新商品開発に取り組む農業者や商工業者などからの相談対応や試作のための施設解放、技術支援を行うほか、加工施設の整備や流通促進への支援など、新商品の開発を総合的に支援する仕組みを充実・強化します。

都立食品技術センターがアシタバペーストを開発！**新島発「アシタバ入り生パスタ」**

新島では、都立食品技術センターと農業者が共同してアシタバ入り生パスタを開発し、製造販売しています。

平成22年に同センターが開発したアシタバペーストを用いてパスタを試作したところ、発色が濃く鮮やかになり商品性が大きく向上し、とても高い評価が得られました。今後は、さらに、この技術を生うどんにも応用するなど、商品開発と販売の拡大を図っていきます。

(新島村)

（3）東京農業を支える意欲ある担い手、多様な担い手の確保・育成

東京農業の力強い展開のためには、農業後継者の円滑な就農と優れた技術や経営力を備えた担い手の育成が必要です。そのため、就農準備や新規就農の段階から経営展開に至るまでの一貫した支援体制を充実し、意欲と経営者マインドあふれる農業者を育成します。

また、農業者の高齢化や担い手不足に対応するため、農業参画に意欲的な都民等を東京農業の新たな担い手として確保・育成します。

○ 経営感覚に優れた農業者の育成

農業者の経営改善計画の作成やその実現に向けた取組について、技術・経営の診断・指導等により総合的に支援するとともに、企業的経営や商品開発などの部門別セミナーの開催などを通じて、経営感覚に優れた農業者を育成します。

また、女性の感性や能力を発揮した加工品の開発や製造、販売など、女性農業者の取組を推進します。

女性農業者の感性で“ミニ野菜”を栽培

青梅市内の農家女性グループ「グリーンプラム」では、平成21年からミニ野菜の栽培・販売に取り組んでいます。これまでに、ミニダイコン、ベビーハクサイなどのミニ野菜の栽培に取り組んできました。

「こんなかわいい野菜があったら消費者に喜んでもらえるのでは」という女性の目線で商品化にチャレンジしました。

また、ポップ作りの講習会や会のオリジナルマークの作成など、販売方法にも工夫を重ね、直売所の活性化につながっています。

（青梅市）



○ 幅広い世代の農業後継者の育成

新規学卒者をはじめ、他業種からのUターン、定年就農者まで、様々な世代が後継者として就農する東京農業の特性に対応するため、就農準備への支援のほか、それぞれの農業経験や技術レベル等に応じたカリキュラムによる研修制度を充実します。

また、後継者同士の交流やグループ活動への支援などにより、これからの東京農業を担う後継者を育成します。

ベテラン農業者が若手農業者を育成「みたか農業塾」



三鷹市では、JA青壮年部の主催で、市内のベテラン農業者を講師として招いた「みたか農業塾」が開催されており、若手農業者は苗作りから栽培管理までを学んでいます。

この取組は、若手農業者にとって有益な勉強の機会となっています。

（三鷹市）

○ 都民や企業など幅広い担い手の活用

農業への新規参入を希望する都民や企業に対する各種情報提供や相談、農地や資金の斡旋、就農後の農作物の栽培指導など、新規就農のための総合的支援を充実・強化し、東京農業の新たな担い手として確保・育成します。

また、東京に定着してきた援農ボランティアについては、東京農業の支え手の一つになっていることから、その育成や農業者とのマッチングを一層促進していきます。

援農ボランティアを育てる！「日野市農の学校」



日野市では、「農の学校」を開設し、実習や講義を通じて、援農ボランティアなど日野の農業を応援する市民の育成を行っています。

農の学校の修了後は「日野人・援農の会」に加入し、さらなる援農スキルの向上やJAのコーディネートによる市内農業者とのマッチングなどにより、市内で援農ボランティアとして活躍しています。

（日野市）

（４）農業生産基盤の整備と農地の保全・利活用の促進

平坦な農地が広がる農業振興地域※¹や急峻な傾斜地に農地のある山村地域、防風林に囲まれた小規模な農地が多い島しょ地域、また、住宅地に囲まれた都市地域など、東京の農業・農地の環境はそれぞれ異なっています。

効率的で生産性の高い農業や都市に調和した農業を展開するため、こうした各地域の特性を踏まえた、きめ細かな農業生産基盤の整備を実施します。

また、高齢化や後継者不足等により発生する耕作放棄地の解消と農地の利活用の促進を図っていきます。

○ 地域の特性を活かした農業生産基盤の整備

農業振興地域を含む市街化調整区域や山村・島しょ地域では、農業・農地の規模や置かれている環境に柔軟に対応した農道や農業用水施設などの農業生産基盤の整備を着実に実施します。

また、都市地域では、生産緑地について農業用水施設や生け垣などの農業生産基盤や景観の整備を行うとともに、小規模な土地区画整理事業等による農地と住宅地が共存するための取組を支援していきます。

厳しい営農環境を基盤整備により克服

花や観葉植物などを栽培する農業用パイプハウスの導入が進む島しょ地域では、農業用水を安定的に確保するための施設整備が欠かせません。

噴火災害に見舞われた三宅村では、一刻も早い農業の再開を目指して、基盤整備事業により農地や農道の復旧に取り組むほか、農業用貯水池やパイプラインの整備を進め、農業者が安心して営農できる環境づくりを進めています。



（三宅村）

※¹ 農業振興地域：農業振興地域の整備に関する法律に基づき、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮し、総合的に農業の振興を図るべき地域として、知事が指定した地域

○ 農地の保全と利活用の促進

高齢化や後継者不足による低利用農地や耕作放棄地の増加が問題となっています。経営規模拡大を目指す農業者や新規参入者が、こうした農地を有効に活用するため、農地と担い手のマッチングの促進や耕作放棄地の再生支援、農作業受委託の取組を充実します。加えて、農地の利活用を推進するため、市町村における農地利用集積円滑化団体※¹の設立を促進するなど、都や区市町村、農業団体などの関係機関が一丸となった体制を再構築し、取組を強化します。

また、生産緑地については、区市と連携・協力して追加指定を積極的に推進し、都市農地の確保・保全に努めていきます。さらに、公共事業により貴重な農地が収用される場合の対応策について検討していきます。

耕作放棄地を再生して新規就農



八丈町では、農業後継者の不足や農業者の高齢化などによる耕作放棄地の拡大が深刻な課題となっています。そこで、都の「農地リフレッシュ再生事業」を活用して農地を再生し、意欲的な農業者の規模拡大や新規参入者による農地の有効活用を推進しています。

これまで木や草の茂っていた耕作放棄地が農地として再生し、そこで若い人たちが農業を始めるなど、島にとって明るい話題となっています。（八丈町）



※1 農地利用集積円滑化団体：農地等の効率的な利用と認定農業者等への集積を促進するため、農業経営基盤強化促進法に基づき措置された団体。農地等の所有者から委任を受けて、その者を代理し、農地等について売渡しや貸付け等を行う事業（農地所有者代理事業）を行うことが特徴。

2

都内産農畜産物の安全・安心の確保と地産地消の推進

(1) 農畜産物の安全・安心の確保に向けた取組の充実・強化

安全・安心な農畜産物を提供していくことは東京農業の使命といえます。このため、生産面における安全性確保の取組に加え、安全性に関する調査や情報発信など、生産から消費に至る各段階で、安全・安心を確保する取組を充実していきます。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による農畜産物汚染への対応については、これまで各地域で行ってきた放射性物質の検査を継続するなど、都民の不安を払拭するための取組を実施していきます。

○ 安全・安心を確保した農畜産物の生産

都内産農畜産物の安全・安心を確保するため、新しい生産技術の開発と普及に積極的に取り組みます。また、農薬の使用量低減や畜産における安全な飼料の利用、生産情報の記録と公開など、生産現場における農業者の取組に対する支援を強化するとともに、農業者がより取り組みやすい仕組みづくりの検討も行っていきます。さらに、農業生産工程管理（GAP）※1等による安全・安心の確保も推進していきます。

食品の生産情報を積極的に公開



都では、食品の生産情報の提供に積極的に取り組む食品事業者とその食品を登録する「東京都生産情報提供食品事業者登録制度※2」を行っています。

事業者が食品にマークを表示することで、消費者は食品を購入するときに選択の目安とすることができます。

瑞穂町の養鶏農家はこの制度に登録し、都民に安全・安心な卵であることを積極的にPRしています。



（瑞穂町）

※1 農業生産工程管理（GAP）：農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動

※2 東京都生産情報提供食品事業者登録制度：生産情報を記録・提供している食品（都内で販売しているもの）とその食品を生産・製造・流通している事業者を都が登録する制度。登録マークの使用が認められる。

○ 農畜産物の安全性に関する調査

都内各地域における農作物や土壌の残留農薬の定期的・継続的な調査の実施などにより、農産物の安全性を確保します。

また、放射性物質による汚染については、引き続き、都内各地域において、農畜産物の検査を徹底するとともに、農地や堆肥、飼料などについても検査を実施し、生産段階における安全性の確保に取り組みます。

○ 安全性に関する情報発信の充実

都内産農畜産物の残留農薬や放射性物質に関する調査結果のほか、都が実施している安全・安心確保に関する施策や農薬等に関する正しい知識、安全な農畜産物の生産技術の事例紹介など、都内産農畜産物の安全性について、ホームページ等による都民への情報発信を充実します。

（２）都内産農産物の地産地消の推進

新鮮で安全・安心な都内産農産物を求める都民の声に応えるため、各地域の農産物を地元で販売する地産地消をさらに促進します。また、巨大な消費地である都市部と多摩地域、島しょ地域を直結する、東京全域をエリアとした地産地消を推進します。

○ 都内産農産物の地産地消のネットワークづくり

各地域で生産される農産物の地元での地産地消に加え、多摩地域から都市部、島しょ地域から都市部・多摩地域など、都内における農産物の流通を活発化します。

このため、都内産農産物の販売拠点づくりや都心部でのマルシェの開催、ＪＡ直売所と商店街との連携、島しょ農産物の流通改善などにより、多様な流通システムを構築し、東京全域をエリアとした地産地消のネットワークを整備していきます。

八王子農業活性化の拠点 ～道の駅「八王子滝山」～



都内初の道の駅「八王子滝山」では農畜産物直売所が整備され、市内の中核的な販売拠点となっています。約160名の農業者が野菜や花、加工品などを出荷しており、農畜産物につけられたバーコードからは、農業者の情報が呼び出せる仕組みになっています。

また、酪農家によるアイスクリーム店舗や農業者による惣菜店舗も併設され、女性農業者が活躍しています。

四季折々の旬のイベントも開催され、市内農業の情報発信の拠点ともなっています。

(八王子市)



○ 都内産農産物の消費拡大

都民に都内産農産物の生産・販売や料理方法などの様々な情報を発信するとともに、都内産食材を使用する飲食店等の登録・PRや学校給食への都内産農産物の導入拡大、農産物直売所をはじめデパート、量販店、生協など都内産農産物の販売チャンネルの多様化を進めることにより消費の拡大を図ります。あわせて、こうした需要に対応するための農産物の生産・供給体制を強化します。

東京産食材をレストランに! 「とうきょう特産食材使用店」の登録



の拡大を目指しています。

平成24年3月現在、142店が登録されています。登録店を紹介するガイドブックは都庁内の観光情報センターで配布され、好評を得ています。

都では、都内産農林水産物を積極的に使用している飲食店等を「とうきょう特産食材使用店」として登録し、積極的にPRしています。

都内の飲食店による地産地消の取組の拡大により、消費者の都内産農林水産物の知名度の向上や生産と消費



（3）環境に優しい農業の推進

東京農業が地域に調和して持続的に発展していくためには、環境に優しい農業を推進しなければなりません。このため、農薬の使用量の低減や堆肥を使用した土づくりによる化学肥料の低減など、生産性を確保しつつ環境への負荷をできる限り抑えた環境保全型農業への取組を農業者とともに推進していきます。

○ 環境保全型農業の技術開発と普及

環境負荷を低減するための農業生産技術の開発を進めるとともに、農業者に対して、肥培管理を適切に行うための土壌診断※1など、環境保全型農業に係る技術支援を充実します。また、農業者のIPM技術等の導入のための施設整備を支援するなど、環境保全型農業を普及・促進していきます。

環境に優しい農業を目指す ～黄色蛍光灯による害虫防除～



農作物の害虫であるヨトウガ、ハスモンヨトウ、ハイマダラノメイガなどは夜間に活動しますが、黄色蛍光灯を点灯すると夜間であっても昼間と認識し、活動しなくなります。この性質を利用すると、害虫の交尾行動や産卵、飛来などを抑制することができ、農薬を使用することなく、農作物の被害を防止することができます。

土壌や水など生態系への影響もなく、自然環境に配慮した防除方法といえます。キャベツ、ブロッコリーなどの葉菜類や施設トマト栽培、果樹のナシなどに導入され、環境保全型農業に取り組む農業者に広がっています。

※1 土壌診断：不足した成分を適量追加したり過剰な施肥を抑えるなど、適正な施肥（肥培管理）が行えるよう、作付け前に、田畑の土壌のpHや電気伝導率（EC）、窒素、リン酸、交換性塩基（カルシウム、マグネシウム、カリウム）の含有量などを分析すること。

○ 環境保全型農業の推進のための制度の充実

特別栽培農産物認証制度※1やエコファーマー認証制度、さらに有機JASの認定制度※2など、都では環境保全型農業に関係する多くの制度を実施しています。このうち、都が認証に関わるものについては見直しを行い、農業者が取り組みやすく、消費者に理解しやすい仕組みとなるよう制度を再構築していきます。

自然派やさしい直売所「ベジベジ」



「自然派」を全面に押し出した店舗ディスプレイを行い、直売所の新たな魅力を模索しています。今後も出荷者を増やし、品揃えの充実を進めていきます。

(羽村市)

JR羽村駅前にオープンしたJA西東京の農産物直売所「ベジベジ」では、「ぜんぶ、地球にイイ野菜!」をコンセプトとして、環境に優しい特別栽培農産物などで、こだわりを持った客層の開拓を目指し、直売所運営を進めています。

「安い・新鮮」のイメージが定着している直売所にプラスαの魅力を加えようと、



※1 特別栽培農産物（認証制度）：各地域の慣行的に行われている化学合成農薬及び化学肥料の使用状況に比べて、その使用量が50%以下で栽培された農産物のこと。都では、これを認証する「東京都特別栽培農産物認証制度」を制定している。
 ※2 有機JAS認定制度：農林水産大臣に登録した第三者の登録認定機関が、有機農産物や有機加工食品について、有機JAS規格に適合しているかどうかを格付けし、適合しているものに有機JASマークを付し「有機」の表示ができる制度

（４）植物防疫・家畜防疫対策等の強化

海外において農業生産に甚大な被害を与えているウメ輪紋病（PPV）※¹の発生が、平成21年に国内で初めて東京都において確認されました。また、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等、重大な家畜伝染病が国内で発生しており、都内でも、これらの発生リスクは高まっています。農業者が安心して農畜産物を生産するため、こうした農作物病虫害や家畜伝染病の発生防止策を徹底するとともに、発生時には迅速に対応していきます。

さらに、山村・島しょ地域等においては、野生鳥獣による農作物被害が多発しており、農家の生産意欲を著しく低下させていることから、効果的な防止策を講じていきます。

○ 農産物を安心して生産できる環境の整備

農作物の病虫害の発生を事前に予測する発生予察の精度向上と、病虫害に関する情報発信の充実、発生時における現地指導の徹底など、病虫害の発生の抑制と被害の低減に努めます。特に、ウメ輪紋病等の重要病虫害の発生に対しては、迅速に対応していきます。

○ 畜産物を安心して生産できる環境の整備

高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の家畜伝染病は、畜産経営に甚大な被害を与えるばかりでなく、人への感染が危惧されるものもあります。そのため、発生予防対策の充実や発生時におけるまん延防止のための早期発見と通報、迅速かつ的確な診断などの危機管理体制を強化します。

また、農場における疾病発生リスク低減のための消毒設備の設置や飼養管理衛生基準※²の遵守等、現地指導を強化していきます。

※¹ ウメ輪紋病（PPV）：プラムポックスウイルス（plum pox virus；PPV）と呼ばれる植物病原ウイルスがモモ、スモモなどのPrunus属の植物に感染して引き起こす植物の病気。日本では、平成21年4月1日に青梅市のウメの木で初めて確認された。

※² 飼養管理衛生基準：家畜伝染病予防法に基づき、農林水産大臣が定めた牛・豚及び鶏について、所有者が飼養の際に守るべき衛生管理の基準

高病原性鳥インフルエンザに万全の備えを！



都では、高病原性鳥インフルエンザの万一の発生に備え、診断体制の整備や防疫資材の備蓄、防疫作業要員の確保と防疫演習の実施など、迅速に対応できる防疫体制を整え、確実に本病のまん延防止ができるよう体制を整えています。

特に防疫作業は迅速性と安全性が求められるため、防疫作業要員に対する訓練を行っています。

○ 農作物の獣害防止対策の強化

イノシシやサル、ハクビシン等による農作物被害を減少させるため、鳥獣保護や生物多様性の維持にも配慮しつつ、東京都獣害対策基本計画^{※1}や外来生物法^{※2}に基づき、対象獣の侵入を防止するための電気柵の設置や捕獲、生息調査等を実施します。

また、効果的な獣害防止対策のための現地指導の強化と事業効果の検証を行っています。

東京でもイノシシやサルが出没・防げ獣害！



中山間地域を中心に、イノシシ、シカ、サルなどによる農作物被害が問題となっています。また、都市部でもハクビシン、アライグマ、タヌキ等による被害が発生しており、被害地域は、多摩から区部へとさらに拡大しています。

都では、電気柵や侵入防止ネットなどの防除施設の整備や地域での追い払い体制づくりへの支援、有害鳥獣の捕獲支援など、農作物被害の軽減に取り組んでいます。



※1 東京都獣害対策基本計画：生物多様性の維持・生態系の保全を図りながら、野生動物による農林業被害を抑制することを目標として、その対策を定めた計画

※2 外来生物法：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の通称。外来生物による被害を防止するために、それらを「特定外来生物」等として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入等について規制を行うとともに、必要に応じて国や自治体が野外等の外来生物の防除を行うことを定める。

3

豊かな都民生活と快適な都市環境への積極的貢献

(1) 農業・農地の多面的機能を発揮したまちづくりの推進

農業・農地が持つレクリエーションやコミュニティ、教育、環境保全などの多面的機能を一層開拓・発揮させることで、豊かな都民生活や快適な都市環境の形成に積極的に貢献するまちづくりを推進していきます。

また、東日本大震災を契機とした都民の防災意識の高まりの中、農業・農地が持つ防災機能を発揮させる取組を支援し、安全・安心なまちづくりにも貢献していきます。

○ 農業・農地を活かしたまちづくりの推進

都では、まちづくりの中で農業・農地の多面的機能を一層開拓・発揮するための仕組みづくりや施設整備などを支援するモデル事業を実施しています。この事業の実績や効果を検証し、今後は、他の地域の自治体や農業者、地域住民などによる農業・農地を活かしたまちづくりの取組が促進されるよう支援していきます。

農業体験を通じて情報発信「国分寺市いきいき農園」

国分寺市では、農業・農地を活かしたまちづくりの一環として、市内農家から寄付のあった農地約10aを利用し、平成23年に「国分寺市いきいき農園」を開園しました。

この農園には、障害者が農作業を楽しめる区画や市民農業大学修了生がさらなるスキルアップを目指して栽培を行う区画、農業体験プログラムに基づき市民が農業者から栽培技術を学べる区画など様々なタイプの農園が設けられており、市民が農業とふれあえる場となっています。



(国分寺市)

○ 農業・農地の防災機能の発揮

今後発生が想定されている大規模災害時に、あらかじめ自治体と農業団体等との間で締結した協定などに基づき、農地を一時的な避難場所や仮設住宅用地などとして活用したり、栽培されている農産物を緊急食料として供給する仕組みづくりを進めます。

また、農業用井戸を活用して地域住民に生活用水を供給できる体制を整備するなど、農地や農業用施設が災害に強いまちづくりに向け、積極的な役割を果たしていくための取組を一層推進します。

都市農地の防災機能を検証! ~ビニールハウスで避難訓練~



世田谷区では、全ての生産緑地を災害時における緊急避難場所や仮設住宅用地として位置付け、区とJAとの間で協定を締結しています。

区内では、都市農地の防災機能を検証するため、「世田谷ブドウ研究会」の主催で農地を利用した一時避難訓練が毎年行われています。訓練には研究会のメンバーや地域住民が参加し、ビニールハウス内でAED操作訓練や三角巾を使った応急救護訓練、炊き出しなどが行われます。参加した人々はみな、農地がもつ防災機能への認識を新たにしています。（世田谷区）

○ 都民と農業のふれあいの場の充実

農業者の指導のもとに都民が農作業を行うことができ、コミュニティーの場ともなる農業体験農園や、農とふれあえる観光農園などの開設を推進するとともに、農業に参画したい都民のための援農ボランティア制度を充実し、農のあるライフスタイルを都民に提供していきます。

また、高齢者の健康維持や障害者の機能回復、職業訓練の場としての農園など、福祉分野と連携した農業の展開も進めていきます。

農業を通じて生き甲斐発掘 ～福祉型農業体験農園～



日野市には現在、農業体験農園が3園ありますが、このうち1園では対象者を60歳以上に限定しています。この農園は、定年退職者や引きこもりがちになる高齢者に元気になってもらいたいという園主の思いから開設されました。

高齢者の福祉に視点を置いたこの農園は、まだ開設されたばかりですが、高齢化社会に対応した新しい「農」の可能性が注目されています。（日野市）

○ 美しい農の景観の創出

手入れの行き届いた農地や農家の屋敷林など季節感あふれる農の景観は、人々に潤いや安らぎをもたらし、地域の魅力をつくる重要な資源です。このため、景観に配慮した農業生産基盤の整備や各種都市計画的手法の活用などにより、美しい農の景観の創出に努めていきます。

また、東京に残された里山や水田は、環境保全や景観形成、自然教育、歴史文化の継承など、貴重な機能を持っていることから、できる限り保全することが必要です。そのため、小規模な農道の整備や農業用水路の保全などに努めていきます。

(2) 都内産農産物や農業体験を通じた食育の推進

生涯を通じて心身を健康に保ち、豊かな人間性を育んでいくためには、都民一人ひとりが自らの食について考え、健全な食生活を実践することが大切です。

このため、子供から大人まで、それぞれの環境に応じた食育を推進するとともに、区市町村やNPO等、多様な食育活動を展開する主体と連携し、幅広い食育の取組を展開していきます。

○ 学校給食や農業体験による食育の推進

都内の小中学校の学校給食に都内産農産物を供給していく仕組みを整備し、都内産食材を使った食育を推進していきます。

また、子供たちが農作業を体験することは、農業に親しみ、自然への理解を深め、食育を推進する上で大変意義があることから、農地のない都心部も含めて、区市町村や農業協同組合、学校、農業者などと連携して、子供たちの農業体験学習を進めていく仕組みを充実していきます。

都会の子供たちが酪農を学ぶ



動を行ってきました。

はじめて牛に触れ、乳しぼりを体験するなど、子供たちにとって、絶好の食育の機会となっています。

都市化が進展した地域では、畜産経営を継続するには厳しい環境となっています。こうした中、練馬区の酪農家では、地域と共生できる酪農経営を目指して、地域住民や近隣の小学生を対象に、家畜とのふれあいなどを通じて酪農への理解を深めてもらう活



(練馬区)

○食についての幅広い情報発信

生産から消費に至るまでの都内産農産物に関する様々な情報を発信するとともに、東京うどやコマツナをはじめとした、古くから東京で受け継がれてきた野菜についてもその歴史などを幅広く紹介するなど、農業を通じて食についての都民の理解を深めていきます。

○多様な食育活動の展開

都民の身近にある東京農業とのふれあいや、都内産農産物の学校給食への提供の推進に加え、自治体や農業者、NPOなどが行う多様な食育活動を支援していきます。

また、こうした取組を推進するため、食育フェアなどの各種イベント等を開催し、食育活動をアピールするとともに、食育推進団体のネットワークを構築していきます。

小学生新聞記者が「こども農業新聞」を発行



日野市では、食べ物の大切さや農業の重要性への理解を促す上で大切な食農教育を効果的に行う取組として、「こども農業新聞」の発行を行っています。「こども農業新聞」は、公募により集まった市内の小学生在がこども新聞記者となり、夏休み中に農業者への取材を行い、記事をまとめたものです。

取材では、旬の農産物の収穫体験や栽培体験なども行いながら、農業や食育を広く学ぶことができました。完成した「こども農業新聞」は市内小学校全児童に配布され、児童だけでなく、保護者に対する食農教育の効果も期待できます。

(日野市)

(3) 都内産緑化植物による都市緑化の推進

都は現在、東京を緑あふれるまちとして再生するため、全庁をあげて緑の保全と創出に取り組んでいます。しかし、花や植木などの都内産緑化植物は十分に活用されているとはいえません。

このため、こうした都内産緑化植物で東京の緑化を推進する「花と植木の地産地消」を進め、生産現場の緑と緑化現場の緑の両面から、東京の緑の確保と創出に貢献していきます。

○ 新たな緑化植物等の開発と研究

花と植木について、都民の暮らしや都市の緑化場面に応じた新品種や新商品を研究・開発するとともに、屋上緑化や壁面緑化の推進のほか、室内緑化など新たな利活用を提案し、消費の拡大と生産の振興を図っていきます。

装飾展示用の東京産「花マット」の開発



東京都農林総合研究センターは、都内の花の生産者団体と共同で、様々な緑化シーンで全く新しい使い方ができる「東京花マット」を開発しました。

「東京花マット」は、平らな容器で花苗を育成し、絡み合った根がマット上に成形されているため薄くて軽く、屋上緑化や花壇への利用はもちろん、傾斜や垂直面へのアレンジにも利用可能です。

都市に彩りを添えるだけでなく、ヒートアイランド現象の緩和も期待でき、新たな屋上・壁面緑化用植物として期待されています。

○ 花と植木の地産地消の推進

都内産緑化植物を都の公共事業等で積極的に活用するほか、生産・販売情報の発信や流通システムの充実・強化、緑化植物や花を活用した「緑育」や「花育」※1といった新たな取組などにより、花と植木の地産地消と生産流通の拡大に取り組んでいきます。

保育園で花育活動「八王子花育倶楽部」



八王子直売切り花研究会では、平成22年度に保育園児を対象に「花育活動」を実施しました。園児は、畑で種まきをしたり、摘み取った花で作品づくりを体験しました。園児にはこうした体験を通じて花への関心を高めてもらい、また、家族には園児の作品を家庭で飾ることで「花のある暮らし」を提案しています。

平成23年には、研究会の有志による「八王子花育倶楽部」が発足し、「花育」をさらに推進しています。（八王子市）

※1 緑育・花育：樹木や緑化植物、花き等の多様な機能に着目し、それらを教育、地域活動等に取り入れる取組

（４）都民とともに作り育てる東京農業

東京農業が都民生活に密着し持続的に発展していくには、都民の理解と協力が不可欠です。このため、都民への東京農業に関する情報発信の強化や都民と東京農業の交流の促進など、都民とともに東京農業をつくり育てる仕組みの充実を図っていきます。

○ 都民と東京農業の交流のネットワークづくり

東京の都市地域や山村地域、島しょ地域等で、都民が東京農業を理解し、様々な農産物にふれ、農業体験を楽しめるよう、都民と東京農業の交流の拠点づくりを進めます。

また、地域における観光農園や特産農産物の販売店、農業関連のイベントなどを紹介する情報誌や散策マップ、案内板など、都民の東京農業へのアクセスを整備することにより、農を通じた人の交流を活発化していきます。

いま、この畑では… 「畑のいま」の標示板!?



地場農産物の情報を求める市民ニーズに応える、農業者と市民の新しいコミュニケーションツールとして、注目されています。

（国分寺市）

国分寺市では、「畑のいま」という標示板を畑に設置しています。この看板には、いまこの畑で栽培されている野菜や収穫時期、管理の状況などが記載され、農家から市民に向けてメッセージが発信されています。



○ 都民への東京農業に関する情報発信の充実

農産物共同直売所等を地域農業の情報発信の拠点とするとともに、WEBサイトや情報誌など、様々な媒体を通じて東京農業に関する情報発信を充実・強化し、都民に都内各地域の農産物や加工品の生産・販売情報、とうきょう特産食材使用店や農業体験農園、観光農園などの情報を積極的に提供していきます。

ブルーベリーでまちの魅力アップ!

ブルーベリーは全国で栽培され、お菓子やジャムなどにも加工される私たちにもなじみ深い果物です。しかし、農作物としての栽培発祥の地が小平市であることは意外と知られていません。

小平市では、ブルーベリー発祥の地「小平」をPRするために、地元の美術大学の協力でシンボルマークをデザインし、市民により「ぶるべー」と命名されました。



「ぶるべー」は、小平産ブルーベリーのシンボルキャラクターとして、市内の様々なイベントで活躍し、市のコミュニティータクシーにも描かれ、市民に親しまれています。

また、市内では、農業者と商工業者が連携して、ブルーベリーを使ったお菓子やワインなど、様々な新商品を開発し、販売しています。



(小平市)

○ 都民とともに東京農業をつくり育てる仕組みづくり

東京における農業・農地の意義と役割、現状と課題などについて、都民に積極的に情報提供し、都民と農業者の相互理解を深める取組を推進していきます。

また、東京農業や都の農業施策について、都民や農業者、行政などが一緒になって意見交換をする機会の充実や都政モニターアンケートの活用などにより、都民や農業者の声を活かしながら東京農業をつくり育てる仕組みを充実していきます。

大学生のみなさん、農業経営改善のアイデア募集中です!!



農業者や農業関係者では思いつかない着眼点からの斬新で実用性の高いアイデアが多く、非常に参考となるものでした。

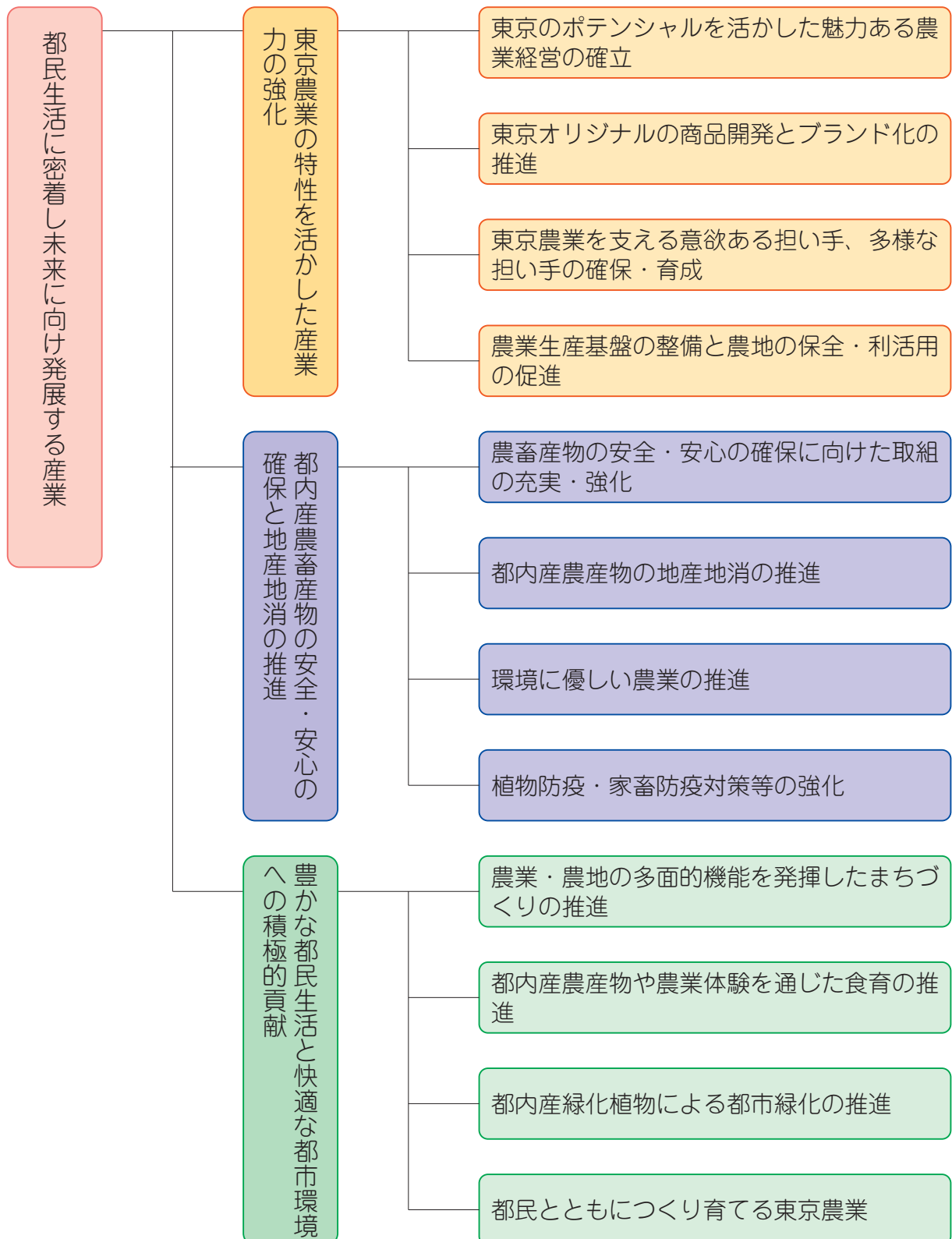
町田市認定農業者連絡協議会では、町田市農業のPRと活性化を図るため、大学生と農家が連携した新しい農業経営のアイデア発表会（農業ビジネスプランコンテスト）を開催しました。

学生の発想は、
(町田市)



4

東京農業の振興方向の体系



第3章 都市農業・農地に係る制度改善の国への提案

1

都市農業・農地の現状と再評価の動き

東京の都市農業は、規模拡大を指向する農業者が農地を借り入れることができないことや、相続時には、高額な相続税の支払いのために農地を売却せざるを得ない状況も生じることなど、制度面での課題を抱えており、今も都市農地の減少は続いています。

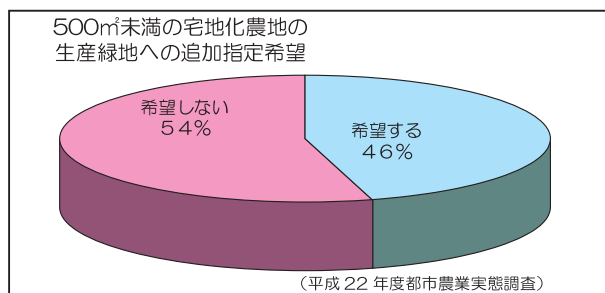
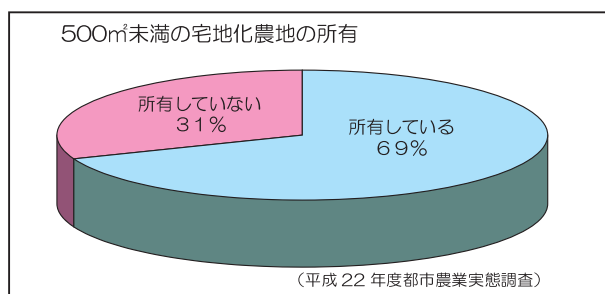
こうした中、国においては都市農業・農地の役割を再評価し、都市の中でその機能を活かしていくための議論が始まっています。

(1) 農業者の経営意欲と危機意識

ア 生産緑地指定の面積要件を下回る農地の存在

都内の市街化区域内農地の中で、特に生産緑地以外の宅地化農地は大きく減少をしています。

市街化区域内で農業を営む認定農業者を対象に都が実施した都市農業実態調査（571人が回答）によると、生産緑地指定の面積要件である500㎡に満たない農地を所有している農業者は69%で、そのうち、生産緑地指定の面積要件が引き下げられれば、追加指定を希望するとした農業者が46%となっています。



このように500㎡未満の面積であっても、農業経営にとって貴重な生産基盤となっている農地が、相当数存在しています。

イ 農地を借りて規模拡大を指向する農業者

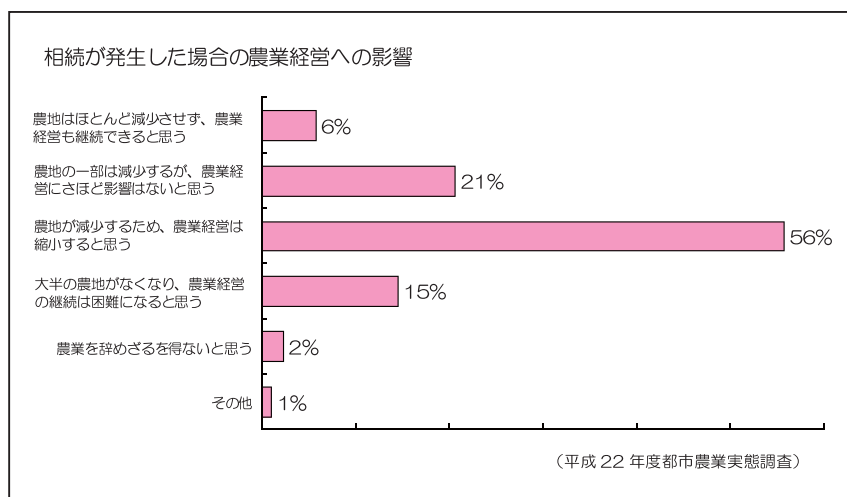
調査によると、現行の制度では、貸し付けた場合には相続税納税猶予制度が適用されないため、実質的に貸し借りが難しい市街化区域内の生産緑地について、貸し借りが可能となる措置が採られれば、経営規模の拡大のために借り入れたいと答えた農業者は34%となっています。

また、都内市街化調整区域や都外などで農地借り入れの意向のある農業者は18%で、特

に若い世代ほど多い傾向となっています。

ウ 相続時の大きな税負担

農家に相続が発生した際、所有する農地や農業用施設用地などには宅地並みの相続税が課せられます。生産緑地の指定を受けている農地は、納税猶予制度の対象となりますが、生産緑地指定の面積要件に満たない農地や農業用施設用地は対象とならないため、地価の高い東京では高額な相続税が課せられているのが現状です。こうした中で、相続税の支払いのために、農地を売却せざるを得ない状況も発生しています。



相続が発生した場合の今後の農業経営について、農業者の56%が「農業経営を縮小」、17%が「農業経営の継続が困難」、または「農業をやめざるを得ない」と回答しており、相続に伴う税負担の大きさが、都市農業を継続する上で極めて大きな問題となっています。

(2) 都市農業・農地に関する国の動向

国土交通省が所管する社会資本整備審議会の「都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会」報告（平成21年6月）では、「都市と農地を対立する構図で捉える視点から脱却し、都市近郊や都市内の農地について、農業生産機能を中心に、多面的機能を都市が将来にわたり持続していくために有用なものとして、都市政策の面から積極的に評価し、広い視野で検討していくべきである。」としており、その後、同審議会の「都市計画制度小委員会」でさらに検討が進められています。

また、食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定）では、「都市農地の保全や都市農業の振興に関連する制度の見直しを検討する。」としており、農林水産省では、「都市農業の振興に関する検討会」を平成23年10月に設置し、議論が進められています。

2

都市農業・農地の位置づけの明確化と基本法の制定

都市住民の都市農業・農地に対する期待の高まりや、人口減少社会の到来という社会情勢の歴史的な変化を背景として、都市と農業が将来にわたり共生していくという、新しいまちの姿が求められています。

このため、国は、都市農業・農地の役割を都市政策と農業政策の両面から明確に位置づけ、都市農業の振興と都市農地の保全のための法制度を整備するなど、政策の転換を図る必要があります。

（１）都市政策としての都市農地の位置づけ

都市農地が保全され、その多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、都市農地を緑地やオープンスペースとしての評価だけでなく、それ以外の様々な役割についても積極的に評価し、都市に有用な存在として明確に位置づけ、保全を図っていく必要があります。



（２）農業政策としての都市農業の位置づけ

都市農業は、農作物を生産し供給するという基本的な機能にとどまらず、都市に立地することによる多面的機能を果たしています。農業政策としては、都市に存在する農業の役割を十分に評価し、都市農業を将来にわたって継続されるべき存在として明確に位置づけ、経営が続けられる条件整備を図っていく必要があります。

（３）「基本法」の制定

国は、都市農業・農地が持続可能となる政策へと転換を図る必要があります。そのため、都市農業の振興と都市農地の保全に関して、政府がとるべき法制上の措置等を規定する「基本法」の制定が必要です。

農業経営を継続したいと願う都市の農業者が安心して農業を営めるよう、また、都民生活に様々な役割を果たしている都市農地が将来にわたり保全されるよう、国は都市農業・農地に係る制度改善を行う必要があります。

（１）生産緑地制度の改善

市街化区域内の生産緑地は、農地の持つ緑地機能に着目し、一定規模以上であれば保全を図るものとして、都市計画上に位置づけられたものです。相続税や固定資産税などの税制面の優遇措置がとられ、都市農地の保全と農業経営の安定のために必要な制度となっています。

しかし、都市農地は、生産緑地指定の面積要件以下の小規模であっても農業経営上重要な生産基盤であり、また、緑地機能にとどまらず多様な機能を果たしています。

このため、生産緑地指定の面積要件は、緑地としての機能の観点からだけでなく、農業経営上の必要性などを考慮し、引き下げる必要があります。

（２）「特定貸付け」制度の生産緑地への適用拡大

「特定貸付け」制度は、農地の貸し借りをしやすくし、農地の効率的利用を促進することを目的に、平成21年の農地法等の改正に伴い創設された措置です。農業経営基盤強化促進法に基づいて農地を貸し付けた場合には、相続税の納税猶予の継続あるいは適用を受けられますが、市街化区域内の農地は対象となっていません。「意欲ある農業者の農地の権利取得の促進」や「借地による農業経営の法人化の促進」などにより、経営体の強化を図ることは、地方、都市部を問わず重要な課題です。

このため、農業経営基盤強化促進法に基づく「特定貸付け」制度を、市街化区域内の生産緑地についても適用拡大していく必要があります。

（３）相続税納税猶予制度の適用拡大など相続税の負担軽減措置

生産緑地は、相続税納税猶予制度^{※1}の対象となる一方で、農業経営上不可欠な集出荷施設や農機具倉庫等の農業用施設用地、防風や堆肥確保のための屋敷林や平地林は納税猶予の対象となっていません。

※1 相続税納税猶予制度：相続による農地の細分化を防止し農業経営の継続を図る観点から、一定の要件の下で、相続により農地を取得した場合に相続税の納税を猶予する税制上の特例措置。被相続人が死亡の日まで農業を営み、自ら農業の用に供した農地であり、相続人が引き続き農業経営を行うことなどの要件がある。

都市農業の経営承継を円滑にするためには、農地に限られていた納税猶予制度の適用を、一定の土地利用制限のもと、農業経営に必要な農業用施設用地等にも拡大するなど、相続税の負担軽減措置をさらに講じていく必要があります。

【農地に対する税制度】

農地の種類	固定資産税	相続税納税猶予制度	「特定貸付け」制度
市街化区域内の農地	宅地並み課税	適用されない	—
生産緑地	農地課税	適用される	適用されない
市街化区域以外の農地（一般農地）	農地課税	適用される	適用される

（注）：市街化区域は、三大都市圏の特定市※¹の場合

4

都市農業の持続的な振興と貴重な都市農地の保全に向けて

都市農地は、農業の生産基盤としてばかりでなく、災害時の避難場所や、ヒートアイランド現象の緩和など様々な機能を併せ持つ、都市の貴重な財産です。

都市農業・農地が将来にわたって都市に有用な存在として、その役割を果たしていくには、国の政策転換と制度の改善が必要です。もとより、制度改善のみで都市農地の減少を止めることは困難であり、都としても保全に向けることを行っていく必要があります。

今、都市農地保全に一步を踏み出さなければ、農業・農地を活かしたまちづくりの機会は、永遠に失われてしまいます。

国においては、こうした都市農業の実情を理解し、制度改善に向けて省庁横断的、かつ速やかに取り組む必要があります。

都は、その実現に向け、国に強く働きかけていくとともに、同じ課題を抱える関係自治体と共同し行動していきます。

※1 三大都市圏の特定市：東京都の特別区及び首都圏、近畿圏、中部圏の既成市街地、近郊整備地帯などに所在する市

第4章 都民生活に密着した産業・東京農業の実現に向けて

東京農業が、都民生活に密着した産業として発展していくためには、都民のニーズに最大限応えながら、都市と共生し、都民の理解と協力のもとに農業振興施策を推進していくことが重要です。

このため、農業者や都民、行政などが連携、協力し、それぞれの役割を発揮していかなければなりません。

1

農業者や農業団体の役割

（１）農業者

農業者は、都民の期待が大きい新鮮で安全・安心な農産物の生産に努め、その生産情報を積極的に提供していく責務があります。

また、経営の改善や農地の利活用の促進に努めるとともに、東京における農業・農地の果たす多面的機能を十分に認識し、都民との交流や美しい農業景観に配慮した生産活動、防災拠点としての位置づけなど、農業・農地が地域に一層貢献するための取組を進めていくことが期待されます。

（２）農業団体

農業委員会は、農地の適正管理や利活用の促進、担い手の確保・育成、地域の農政推進において、主体的な活動をさらに充実させていく必要があります。

また、農業会議は、それらの農業委員会活動を広域的に推進する仕組みを充実させ、農地の利活用や新規就農を一層促進していくことが期待されます。

農業協同組合は、営農指導体制を充実強化し、農家子弟の就農意欲を喚起する取組や、農業者の経営のサポートを行うとともに、多様な経営環境にある農業者を取りまとめ、地域農業の活性化に努めていく必要があります。また、農産物共同直売所の運営や子どもたちの農業体験の場の提供、農業・農地による防災協力など、農業を通じて積極的に地域貢献していくことが期待されます。

2

都民の協力

地域に開設されている農産物直売所での地元の農産物の購入や農業者が開設している農業体験農園・観光農園などの活用、新規就農や援農ボランティアを含め、多様な担い手の一員として東京農業を支えるなど、都民の主体的な参画が東京農業を振興していく上でとても重要です。

また、東京農業を魅力あるものとするためには、子どもや高齢者、障害者、NPOなど、幅広い都民との関わりを深めていくことも大切なことです。

都民が農業者とのコミュニケーションを深め、東京の農業者の抱える課題を理解し、それを行動に表すことは、農業者を支える大きな力となります。

3

行政の役割

(1) 国

日本の農業は、様々な立地条件と多様な農業経営のもとで展開され、それぞれの農業が食料自給率の確保や地域経済に貢献するとともに、その多面的機能は地域の暮らしや環境などに重要な役割を果たしています。

国は、こうした状況を踏まえ、その一端を担っている都市農業についても、農業者が農業経営を継続できるよう制度改善や振興施策の充実に努め、地域の特性を考慮した施策展開を図っていく必要があります。

(2) 区市町村

区市町村は、基礎自治体として農業振興を図るため、地域の特性を踏まえた農業振興計画を策定し、都の施策の活用や独自のきめ細かな振興施策を展開していく必要があります。

また、農業・農地をまちづくりの中に位置づけ、農地の保全を図っていく取組などについては、区市町村の関係部局が連携して、多角的に施策を講じていくことが重要です。

（３）東京都

都は、東京農業の課題に対応するため、都民や農業者、区市町村、農業団体などとの連携を強化し、都内各地域の特性に応じた振興施策を展開していきます。

また、技術革新の著しい今日、東京農業の発展に必要な新技術の開発や導入、農業者への普及指導を充実します。

さらに、都庁内関係部局との連携を一層強化し、食の安全・安心の確保や食育の推進、都市農地の保全などの様々な分野で、多角的に対策を講じていきます。

国に対しては、様々な農業施策について連携を図りつつ、都市農業・農地に係る制度問題などについては、その改善を強く求めています。

第1節 地域別農業の特徴と振興の考え方

東京農業は、区部や多摩の都市地域から中山間地域※1、伊豆・小笠原の島しょ地域まで、極めて広域な地域で、それぞれに自然や周辺環境に応じた特色ある農業が営まれていることから、各地域の農業の振興にあたっては、地域の実情に応じた振興策が必要です。

ここでは、東京農業を地域別に大きく3つに分け、それぞれの農業の特色と特徴的な振興方向を示します。

《特色ある地域の農業》

1 都市地域の農業

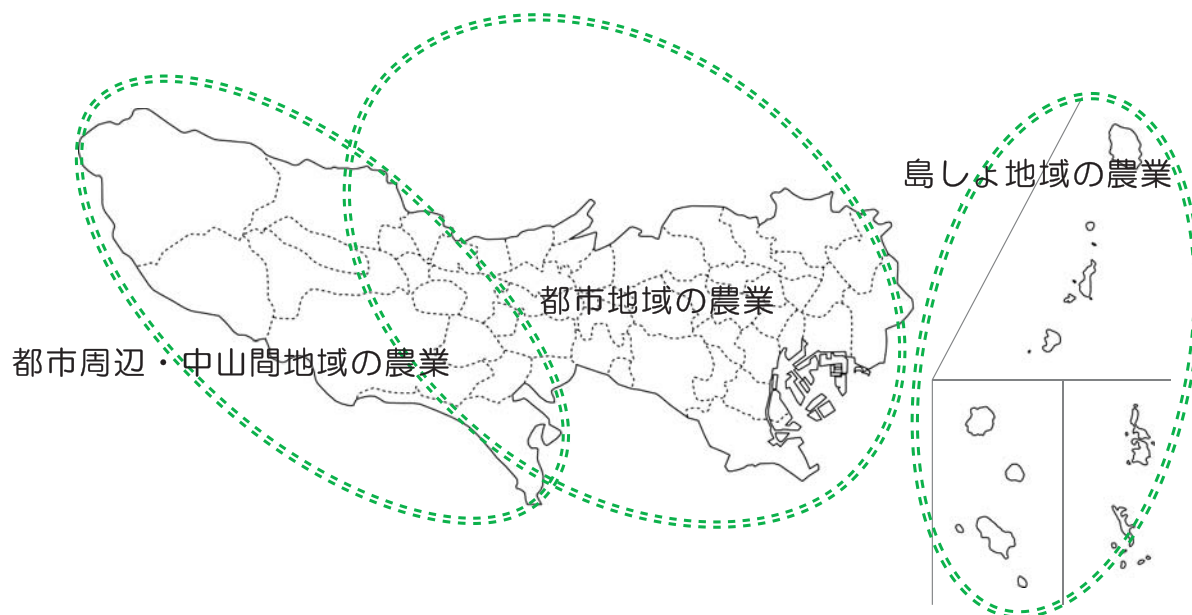
区部や多摩地域の市街化区域内で行われている農業

2 都市周辺・中山間地域の農業

農業振興地域を含む都市地域周辺及び中山間地域で行われている農業

3 島しょ地域の農業

伊豆諸島及び小笠原諸島で行われている農業



※1 中山間地域：平野の外縁部から山間地までの地域で、過疎化・高齢化が進んでいるなどの農業の諸条件が不利な地域

1

都市地域の農業

(1) 農業の特徴

《地域の概況》

区部や多摩地域の市街化区域では、生産緑地を中心とした農地で、都民生活との関わりを持ちながら農業が展開されています。近年、この地域の農地は、都民のレクリエーションの場や災害時の防災空間など、その多面的機能が注目されています。

《農地・担い手》

- 農地の約8割が生産緑地地区に指定され、限られた農地を効率的に利活用した農業が進められています。特に、区部の東部地域では施設栽培による極めて集約的な農業が展開されています。また、区部の西部から多摩地域にかけては、比較的まとまった農地が存在し、露地栽培や施設栽培による生産が活発に行われています。しかし、この地域では、相続の発生等に伴い、農地の減少が続いています。
- この地域は、他業種からリターンで就農する後継者などが比較的多く存在します。一方で、農業者の高齢化などにより労働力が不足している農家もあり、制度上、農地の貸し借りが実質的に難しいことから、こうした農家への農作業のサポートが必要です。

《経営・生産・流通》

- この地域には、積極的に経営改善に取り組む認定農業業者が多く、それぞれの農業者が生産から販売まで、創意工夫をこらした個性ある経営を展開しています。近年は、農産物加工や農業体験農園などのサービスを経営に取り入れる農業者も多く見られます。
- 生産品目は実に多様で、各地域で特産物を生産しています。



集約的に栽培される江戸川のコマツナ

野菜は、区部東部では東京特産のコマツナを中心とした軟弱野菜類が施設栽培により集約的に生産されて、市場を中心に出荷されています。また、区部西部から多摩地域では、かつては、キャベツやブロッコリーなどの産地として市場に多く出荷されていましたが、近年は、

直売への移行が進んでおり、多種類の野菜が生産されています。また、江戸の伝統文化を引き継ぐ「江戸東京野菜」が注目されており、栽培に取り組む農家も見られます。

果樹では、直売や贈答用として人気が高いナシの「稲城」やブドウの「高尾」など、収益性の高い品目が生産されています。近年では、ブルーベリーなどの観光農園も増えています。

花きでは、シクラメンやプリムラなどの鉢花や花壇苗などの生産が盛んで、植木やグランドカバープランツでは、全国有数の産地となっています。



大規模に生産される花壇苗

畜産では、環境問題を克服しながら都市の立地を活かした経営に取り組んでいます。酪農家がアイスクリームなど乳製品の製造・販売に取り組んだり、家畜とのふれあいの場を提供するなど、地域と共存した経営を展開しています。

また、養鶏農家では、新鮮な鶏卵や東京うこっけい卵の直売、自家製の卵を使った洋菓子の製造・販売など、多様な取組が行われています。

- 大消費地の中で農業が展開されていることから、農産物は市場出荷のほか、直売所や地元量販店など、多様な販売ルートを通じて都民に提供されています。

(2) 農業振興の方向

《東京農業の特性を活かした産業力の強化》

- 新技術の導入や施設化などによる生産性向上に加え、大消費地に立地する優位性を活かして、農産物加工やサービスなどの経営の多角化を進めます。また、都民ニーズを積極的に開拓し経営に活かすことで、収益性の高い力強い農業経営を目指す意欲的な農業者を支援します。
- 地元商工業者との連携や農業者自らによる、地域の特産物を活用した新商品の開発を積極的に支援し、地域の活性化に貢献していきます。
- 認定農業者や農業後継者の経営力向上を支援するための技術・経営研修を充実していきます。また、農業者の高齢化や労働力不足に対応するため、援農ボランティアや農作業受委託の仕組みを充実していきます。
- 都市農地の保全に向けては、区市と連携し、生産緑地の追加指定を推進します。

《都内産農畜産物の安全・安心の確保と地産地消の推進》

- 住宅に隣接し消費者の目の前で生産が行われているこの地域では、IPM技術など様々な手法を用いて農薬や化学肥料の使用を抑えた環境に優しい農業を推進します。

また、JA等農業団体と連携して生産情報の記録と公開を推進し、消費者の食の安全・安心への期待に応える取組を推進していきます。

- 農産物共同直売所やインショップでの販売、商店街との連携などにより地域における農産物の地産地消を推進していきます。

また、この地域の農産物を、農地のない区部の学校給食や都心部の飲食店に供給するなど、販売チャネルの多様化と新たな流通ルートの構築により、都内産農産物の地産地消ネットワークを整備して、都民の期待に応えていきます。



スーパーでのインショップ販売

《豊かな都民生活と快適な都市環境への積極的貢献》

- 都市の農業・農地は、観光農園や農業体験農園などによる都民と農業のふれあいの場や、農業用井戸の災害時の活用を含めた防災空間、子供たちの農業体験学習や食育の場としても活用されています。今後も、区市や農業団体等と連携し、農業・農地の持つレクリエーションやコミュニティ、教育、防災などの多面的機能を発揮した農のあるまちづくりを推進します。



子供たちのいも掘り体験

- この地域では、花と植木の生産が活発に行われていることから、こうした都内産緑化植物を活用して東京の緑化を推進する「花と植木の地産地消」を進め、生産・流通の拡大に取り組んでいきます。
- 都民が身近な都市地域で農とふれあい、体験し、楽しめるよう、農産物直売所や観光農園、農業体験農園、とうきょう特産食材使用店などの情報を積極的に発信するとともに、地域を訪れ、楽しめるよう、農を巡る散策マップや案内板などの整備を進めます。

2

都市周辺・中山間地域の農業

(1) 農業の特徴

《地域の概況》

都市周辺の市街化調整区域には、5市町に農業振興地域があり、比較的平坦でまとまった農地が広がっています。

また、奥多摩町・檜原村などの中山間地域では、斜面の小規模な農地でジャガイモやユズなどの栽培や山の清流を利用したワサビの栽培などが行われ、これらは観光資源にもなるなど、特色ある農業が行われています。



奥多摩特産のワサビ

《農地・担い手》

- 農業振興地域では、農業生産基盤の整備が行われ、比較的条件の良いまとまった農地で農業が営まれています。

中山間地域では、農地が急峻な場所に点在している場合が多く、こうした農地を効率的に利活用するための農業生産基盤の整備が必要となっています。

- この地域は都市地域に比較して、農業者の高齢化による労働力不足と遊休農地の発生が課題となっています。しかし、最近、農業に関心を持つ若い世代が増え、農地を借りて新規就農するケースが見られるようになりました。

《経営・生産・流通》

- 都市周辺地域には、大型の農産物直売所があり、規模の大きな農家から小さな農家までが農産物を出荷することのできる重要な流通拠点となっています。

直売所への出荷に向けては、ビニールハウスなどの栽培施設の導入を進め、生産量の確保と品揃え、周年出荷が求められています。



道の駅「八王子滝山」の農畜産物直売所

- 八王子市の水稻やあきる野市のスイートコーン、青梅市のウメ、瑞穂町の茶など、広い農地を活用した特産品の生産のほか、団地化された温室により鉢花が多く生産されています。
- 畜産では、「TOKYO X」や「東京しゃも」などのブランド畜産物の生産拠点となっています。多摩の酪農家と乳業メーカーが共同開発した「東京牛乳」や、うこっけいの肉を使った「東京うこっけいハム」の製造など、メーカーと協力した商品開発も行われています。また、優良な堆肥を地域の農家に供給することで、環境保全型農業の推進にも貢献しています。
- 中山間地域では、女性農業者の起業や商工業者との連携により、ワサビ漬けやユズワイン、梅干、ジャムなどの加工品の製造・販売が活発で、これらは地域の重要な観光資源になっています。

一方、イノシシやシカ、サルなどによる農作物被害に悩まされており、これらへの対応が必要です。

(2) 農業振興の方向

《東京農業の特性を活かした産業力の強化》

- 農業振興地域を中心として市街化調整区域では、農道や農業用水施設などの農業生産基盤の整備や栽培施設の導入を進め、特産物の生産力を強化し、農産物共同直売所などでの販売を拡大していきます。また、急峻な地形の中山間地域では、農業用モノレールの設置や農道の整備などにより、特産物の生産力を強化します。
- 地元商工業や観光業との連携により、都市部から訪れる観光客などを対象として、地域の特産物を活用した新商品の開発・製造・販売や観光農園の開設などによる経営の多角化を進め、新たな経営の展開と地域の活性化を図っていきます。
- 認定農業者や農業後継者、定年就農者、新規参入者など、幅広い担い手を対象とした技術・経営研修を充実していきます。
- 新規参入者の円滑な就農と定着に向けた取組の推進と、規模拡大を目指す意欲ある農業者への農地の集積に向け、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等を市町村と連携して進めます。また、この取組をさらに推し進めるために、市町村における農地利用集積円滑化団体の設立を促進します。
- 農業者の高齢化や担い手不足などにより発生した遊休農地については、再生に向けた支援を強化し、規模拡大を目指す農業者や新規就農者による活用を進めていきます。

《都内産農畜産物の安全・安心の確保と地産地消の推進》

○ この地域では、大型直売所などへの出荷が増加しています。農薬や化学肥料の使用を抑えた環境に優しい農業や、生産情報の記録と公開を推進するなど、直売所を訪れる消費者の食の安全・安心への期待に応えていきます。

○ 中山間地域を中心として、イノシシやシカ、サルなどからの農作物被害を防ぐため、電気柵の設置や捕獲などの獣害対策を継続的に行っていきます。

また、現在問題となっているウメ輪紋病の根絶に向けて、関係自治体や農業者などと連携して迅速に対応していくとともに、ウメの産地の再生や梅園跡地の活用に向けた取組を推進します。

《豊かな都民生活と快適な都市環境への積極的貢献》

○ 豊かな自然が残るこの地域では、農業も観光資源の一つとなっています。都民が農とふれあい、体験し、楽しめるよう、農産物直売所や観光農園、クラインガルテン※¹などの整備を行うとともに、これらの情報発信や散策マップ・案内板を整備するなど、観光型の農業を推進します。

○ 東京では少なくなったこの地域の里山や水田は、環境保全や景観形成、自然教育の場の提供など、貴重な役割を果たしています。このため、小規模な農道の整備や農業用水路の保全などに努めています。



子供たちの稲刈り体験

※1 クラインガルテン：契約した区画内に、野菜や花等を栽培する農園（ほ場）のほか、休憩・宿泊等に使用する簡単な小屋（ラウベ）を併設したヨーロッパ型の市民農園のこと。

3

島しょ地域の農業

(1) 農業の特徴

《地域の概況》

東京の南1,000kmの広大な海洋エリアに伊豆・小笠原諸島の9つの町村があります。各島では、離島という流通面等でのハンディを抱えながらも、花き・観葉植物やアシタバ、亜熱帯果樹の生産など、温暖な気候を活かした農業が行われています。これらの農産物は、島外に出荷されるほか、島を訪れる観光客に提供されるなど貴重な観光資源にもなっています。



伊豆諸島特産のアシタバ

《農地・担い手》

- 島しょ地域には、耕作条件に恵まれない傾斜地や狭小な農地が多く存在します。こうした農地を効率的に利活用するためには、農業用水や農道などの農業生産基盤の整備が重要となっています。
- この地域では、農業者の高齢化と後継者不足が著しく、農地の遊休化が深刻化しています。こうした中で、八丈町や小笠原村では、農業後継者の育成や島外からの新規参入の受入れなど、積極的な担い手確保対策を行っており、こうした取組は他の町村でも始まろうとしています。

《経営・生産・流通》

- 伊豆諸島では、フェニックス・ロベレニーやレザーファン、ルスカスなどの切り葉類、ブバルディアやフリージアなどの切り花類のほか、野菜では特産のアシタバなどの生産が盛んです。また、小笠原諸島では、亜熱帯の気候を活かして、パパイヤやマンゴー、パッションフルーツなどの果樹類のほか、糖度の高いミニ



レザーファン改植の共同作業

トマトの生産が盛んです。

近年、強い季節風や台風から農作物を守るため、耐風性の強いパイプハウスや鉄骨ハウスが導入されつつあり、こうした栽培施設が安定生産には不可欠となっています。

- 伊豆諸島特産の切り葉・切り花類やアシタバなどは、島外に市場出荷されています。小笠原のパッションフルーツやミニトマトなどは、島内で贈答用やお土産品として販売されています。

しかし、農産物の出荷にあたっては、船や飛行機の欠航、長い輸送時間による荷痛みなど、島しょ地域特有の流通面の課題があります。

一方、多くの島で、共同直売所や学校給食への供給など、島内の地産地消の取組も見られるようになってきました。

- 特産物の加工品の製造が盛んで、サツマイモは古くから焼酎の原料となっているほか、ジャムや菓子類などの様々な加工品が観光客のお土産品などとして製造されています。
- 島しょ地域では、島外から移入された台湾ザルや台湾リス、ノヤギ、シカなどによる農作物被害が深刻化しており、これらの対策が求められています。

(2) 農業振興の方向

《東京農業の特性を活かした産業力の強化》

- 農道や農業用水施設などの農業生産基盤の整備やパイプハウスなどの栽培施設の導入などにより特産物の生産力を強化します。また、傾斜地にある農地については、農業用モノレールの設置や農道の整備などにより、生産の効率化を図ります。

- 観光客を対象として、地元商工業者や観光業者との連携により、地域の特産物を活用した新商品を積極的に開発するとともに、加工品の製造や観光農園などによる経営の多角化など、新たな取組を積極的に進め、地域の活性化を図っていきます。

- 農業者の高齢化と担い手不足が著しい島しょ地域では、新規参入者の確保と育成が大きな課題となっています。そのため、研修農場の整備や農地

の斡旋など、新規参入者の円滑な就農と定着に向けた町村の取組を支援していきます。

また、こうした取組をさらに加速するため、町村における農地利用集積円滑化団体の設立



八丈島・青ヶ島産“レイプランツ”

の促進と遊休農地の再生に向けた支援を行っていきます。

《都内産農畜産物の安全・安心の確保と地産地消の推進》

- 島しょ地域特産のアシタバや切り葉・切り花類などの市場出荷にあたっては、保冷コンテナの整備などの流通面での支援を進めます。
- アシタバやパッションフルーツ、農産物加工品について、都内のJA直売所や商店街、量販店への販売ルートの拡大を進めていきます。また、観光客に対し、民宿やペンション、飲食店などで島の食材を使った料理を提供する取組を進めます。
- タイワンザルやノヤギ、シカなどによる農作物被害を防ぐため、電気柵の設置や捕獲などの獣害対策を継続的に行い、これら移入動物の根絶を目指します。



利島特産の「つばき油」

《豊かな都民生活と快適な都市環境への積極的貢献》

- 島しょ地域では、観光業が重要な産業となっていますが、その魅力をさらに高めるために農業が大きな役割を果たしています。観光客が求める島特産の農産物や加工品などを販売する農産物直売所や観光農園などの整備を行うとともに、これらの情報発信や散策マップ、案内板などの整備を進めます。

第2節 経営モデルの例示

東京農業は、都市地域から中山間地域、そして島しょ地域と、様々な環境のもとで営まれています。また、経営規模や経営形態も様々です。農業振興にあたってはこうした地域特性や経営規模などの違いを前提として、それぞれの特色を発揮して、安定的かつ魅力ある経営展開を図ることが望まれます。

そこで、都内各地域で実際に営農が行われている経営事例をもとに、目標とする農業所得別の経営モデルを例示し、農業者の皆さんを始め、その取組を支援する自治体や関係機関の参考としていただくこととしました。

1

経営モデルの設定

本モデルでは、東京農業をリードする専門的な経営体の農業所得について、1,000万円を目指すこととしました。また、経営基盤や地域の社会的条件、担い手の年齢などに応じて、農業所得の目標を600万円及び300万円とするモデルも設定しました。

経営体については、家族経営を基本にしていますが、労働力はパートタイマーを中心とする雇用労働力やボランティアなどの活用も考慮しています。労働時間については、農業者の健康や余暇時間を確保する観点から、農作業の省力化対策を積極的に進め、主たる従事者1人当たりの年間労働時間は、おおむね1,800時間を目標としました。

なお、農業生産法人などの企業的な取組については、その販売額の目標を5,000万円以上とするモデルを設定しました。

農業所得の多少に関わらず、農業者がそれぞれの条件に応じて、持てる力を最大限に発揮していくことが、東京農業の発展と豊かな都民生活を支えることにつながります。そうした観点から、所得・販売額別の経営モデルに加え、東京農業の振興方向に視点を置き、生産品目や販売方法等による経営モデルを例示しました。

● 農業所得・販売目標別経営モデル

- 1 東京の農業をリードする経営モデル（所得目標1,000万円）
- 2 地域の農業を担う経営モデル（所得目標600万円）
- 3 農業の広がりを支える経営モデル（所得目標300万円）
- 4 農業生産法人など企業的な経営モデル（販売目標5,000万円以上）

● 経営モデルのタイプ

- I 直売等を中心とした地産地消に取り組む農業経営
- II 市場や量販店等への出荷を中心とする農業経営
- III 生産と共に加工・販売に取り組む農業経営
- IV 豊かな都民生活に貢献する農業経営

2

経営モデルの例示

(1) 東京の農業をリードする経営モデル（所得目標1,000万円）

番号	分類	タイプ	営農モデル	経営耕地(a) (施設面積a) 作付面積(a)	労働力(人)	主な品目	主な施設・機械
1	野菜	I	施設野菜と露地野菜を組み合わせた直売経営	120 (施設40) 180	3 + 雇用1	トマト、キュウリ、 スイートコーン、 ブロッコリー、ニ ンジン、キャベツ 等	園芸用ハウス、暖 房機、予冷库
2	野菜	II	土地利用型野菜と集約型野菜の 市場出荷や契約出荷を主とした 経営	180 (施設20) 360	3 + ボランティア1	ダイコン、キャベ ツ、ホウレンソウ、 コマツナ、トマト、 ブロッコリー等	園芸用ハウス、予 冷库、シーダーマ ルチャー、移植機、 野菜洗浄機
3	野菜	II	市場や学校給食への出荷を主と したコマツナ経営	50 (施設40) 300	3 + 雇用1	コマツナ	園芸用ハウス、予 冷库、野菜洗浄機
4	野菜	II	量販店等との契約出荷や市場出 荷を主とした経営	200 (施設20) 400	3 + 雇用1	ホウレンソウ、コ カブ、ミズナ、ニ ンジン等	園芸用ハウス、予 冷库、野菜洗浄機
5	花き	II	花壇苗の市場出荷や契約出荷を 主とした経営	70 (施設30) 120	3 + 雇用2	花壇苗、鉢物類、 野菜苗	園芸用ハウス、自 動かん水装置、バ ックホー、鉢用土 混合機、用土置場、 暖房機
6	花き	I II	直売と市場出荷を組み合わせた 鉢物経営	45 (施設45) 90	3 + 雇用2	シクラメン等の鉢 物類	園芸用ハウス、暖 房機、砕土機、土 入れ機
7	花き	I	切り花を中心に共同直売所やイン ショップ、スーパーへの出荷 を主とした経営	60 (施設40) 120	4 + 雇用1	ユリ、ストック、 アスター、トルコ ギキョウ、その他 切り花	園芸用ハウス、予 冷库、自動液肥混 入機
8	複合	I	パッションフルーツを主とした 施設園芸経営	40 (施設30) 40	2 + 雇用1	パッションフルー ツ、マンゴー、ト マト、柑橘類、コ ーヒー	園芸用ハウス、果 樹棚
9	植木	II	ガーデニングや屋上緑化等に向 けた苗木生産を行う経営	150 (施設20) 150	2 + 雇用1	コニファー類、ツ ツジ類、グランド カバー類、ハナミ ズキ等	育苗ハウス、バッ クホー、根切りチ ェーンソー
10	畜産	II	高能力牛群の飼養と堆肥の生 産・販売を行う経営	200 40頭 (経産牛)	2 + 雇用0.5	生乳、堆肥	牛舎、ミルクカー、 バルククーラー、 自動給餌機、ふん 尿処理施設
11	畜産	III	酪農と自家製乳製品の直売を組 み合わせた経営	100 30頭 (経産牛)	2 + 雇用2	生乳、乳製品、堆肥	牛舎、ミルクカー、 バルククーラー、 自動給餌機、ふん 尿処理施設、乳加 工販売施設

(2) 地域の農業を担う経営モデル（所得目標600万円）

番号	分類	タイプ	営農モデル	経営耕地(a) (施設面積a) 作付面積(a)	労働力(人)	主な品目	主な施設・機械
1	野菜	Ⅲ	ワサビの生産と加工販売を主とした経営	50 (施設0) 50	2	ワサビ、加工品	加工施設、販売施設
2	野菜	Ⅲ	野菜の直売と農産物の加工販売を組み合わせた経営	80 (施設20) 120	2 + 雇用1	トマト、ナス、キュウリ、ダイコン、サトイモ、菓子、惣菜	園芸用ハウス、予冷庫、加工施設
3	野菜	I	集約的作目の直売や契約出荷を主とした野菜経営	50 (施設40) 250	3	トマト、キュウリ、ホウレンソウ、コマツナ等	園芸用ハウス、予冷庫
4	野菜	Ⅱ	軟弱野菜を主とした市場出荷経営	50 (施設40) 250	2	コマツナ、ホウレンソウ、エダマメ	園芸用ハウス、予冷庫、野菜洗浄機
5	野菜	Ⅱ	市場や学校給食への出荷を主としたコマツナ専作経営	40 (施設30) 240	2	コマツナ	園芸用ハウス、予冷庫、野菜洗浄機
6	野菜	Ⅱ	コマツナとエダマメの市場出荷を主とした経営	60 (施設30) 240	2	コマツナ、エダマメ	園芸用ハウス、予冷庫、野菜洗浄機
7	野菜	Ⅱ	つまものを主とした市場出荷経営	30 (施設20)80	3	つまもの	園芸用ハウス、予冷庫、荷造り調整施設
8	野菜	Ⅱ	露地野菜の市場出荷を主とした経営	120 (施設0) 240	3	キャベツ、ブロッコリー、ダイコン、ホウレンソウ、ニンジン等	移植機、予冷庫、洗浄機
9	野菜	Ⅳ	農業体験農園と直売野菜を主とした経営	65 (施設10) 90	3	トマト、キュウリ、キャベツ、ホウレンソウ等	園芸用ハウス、体験農園施設
10	野菜	Ⅱ	直売野菜と市場出荷を組み合わせた経営	80 (施設20) 160	3 + ボランティア1	トマト、キュウリ、コマツナ、ホウレンソウ、ダイコン等	園芸用ハウス、予冷庫、野菜洗浄機
11	野菜	I	共同直売所や庭先直売、インショップなど多様な販売方式による野菜経営	60 (施設20) 120	3	トマト、キュウリ、インゲン、葉物、スイートコーン、ダイコン他	園芸用ハウス、予冷庫、直売施設
12	野菜	Ⅱ	アシタバの経営(加工用と生食用の組み合わせ)	200 (施設0) 200	2	アシタバ	袋詰機
13	複合	I Ⅱ	野菜、切り花、果樹のスーパーとの契約出荷、学校給食、直売を主体とした経営	80 (施設20) 160	3 + ボランティア2	トマト、キュウリ、エダマメ、スイートコーン、ホームユースフラワー、ブルーベリー	園芸用ハウス、予冷庫
14	複合	Ⅱ	アシタバとフェニックス・ロベレーニを主とした土地利用型経営	120 (施設0) 120	2	アシタバ、フェニックス・ロベレーニ	袋詰機、自動梱包機

第2節 経営モデルの例示

番号	分類	タイプ	営農モデル	経営耕地(a) (施設面積a) 作付面積(a)	労働力(人)	主な品目	主な施設・機械
15	花き	I	花き類の直売と市場出荷を組み合わせた経営	50 (施設30) 120	2 + 雇用1	鉢花(シクラメンなど)、花壇苗、野菜苗	園芸用ハウス、自動かん水装置、培土消毒器、ポッティングマシン
16	花き	II	鉢花、花壇苗の市場出荷を主とした経営	80 (施設20) 160	2 + 雇用0.5	鉢花、花壇苗	園芸用ハウス、蒸気消毒機、自動かん水装置、バックホー、用土置場
17	花き	II	切り花の市場出荷経営	60 (施設60) 60	2	バラ	園芸用ハウス、暖房機、養液供給装置
18	花き	II	ブバルディアの市場出荷を主とした経営	100 (施設50) 100	2	ブバルディア、センリョウ、ハラン等	園芸用ハウス、自動梱包機
19	花き	II	フェニックス・ロベレニー切葉の市場出荷経営(露地と施設の組み合わせ)	140 (施設40) 140	2	フェニックス・ロベレニー	ラスハウス、自動梱包機
20	花き	II	切葉類の市場出荷経営	30 (施設30) 30	2	レザーファン、ルスカス、キキョウラン等	園芸用ハウス、自動梱包機
21	花き	II	観葉鉢物の市場出荷経営	100 (施設50) 100	2	フェニックス・ロベレニー、シェフレラ類等	園芸用ハウス、ラスハウス
22	果樹	IV	観光を取り入れた果樹経営	80 (施設0) 80	2 + 雇用0.5	ナシ、ブドウ、ブルーベリー	スピードスプレーヤー、直売施設
23	果樹	I	欧州系ブドウを取り入れた果樹経営	50 (施設20) 50	2	ブドウ	園芸用ハウス、スピードスプレーヤー、防葉シャッター
24	果樹	I	ナシ、ブドウを主とした果樹経営	80 (施設0) 80	2 + 雇用0.5	ナシ、ブドウ、キウイ	スピードスプレーヤー、かん水設備、直売施設、防葉シャッター
25	果樹	I	パッションフルーツを主とした施設園芸経営	30 (施設20) 30	1 + 雇用1	パッションフルーツ、マンゴー、トマト	園芸用ハウス
26	複合	I II	パッションフルーツとサンダーソニアによる複合経営	60 (施設30) 60	2	パッションフルーツ、サンダーソニア	園芸用ハウス、暖房機
27	複合	IV	観光農園と直売を組み合わせた複合経営	80 (施設0) 80	2 + 雇用0.5	ブルーベリー、キウイ、きのご類等	加工施設、販売施設、食体験施設
28	植木	II	緑化木を主とした植木経営	140 (施設10) 140	2 + 雇用1	ハナミズキ、コニファー類、ツツジ類、コンテナ植木等	育苗ハウス、クレーン付トラック、バックホー

番号	分類	タイプ	営農モデル	経営耕地(a) (施設面積a) 作付面積(a)	労働力(人)	主な品目	主な施設・機械
29	茶	Ⅲ	小売り販売を主とした生葉・製茶の一貫経営	150 (施設0) 150	2	茶	乗用摘採機、防霜ファン、製茶機器、販売施設
30	畜産	Ⅱ	黒毛和種の繁殖を主とした経営	150 50頭 (繁殖牛)	1 + 雇用0.5	子牛、堆肥	牛舎、ふん尿処理施設
31	畜産	Ⅱ	TOKYO Xの一貫経営	30 30頭 (母豚)	2	TOKYO X、堆肥	豚舎、ふん尿処理施設、自動給餌機
32	畜産	Ⅰ	地域資源のリサイクルに取り組む養豚経営	30 500頭 (肉豚)	2	肉豚、堆肥	豚舎、ふん尿処理施設、飼料調整施設
33	畜産	Ⅱ	採卵鶏と東京しゃも生産を組み合わせた経営	30 3000羽 (採卵鶏) 1000羽 (東京しゃも)	2 + 雇用1	鶏卵、東京しゃも、乾燥鶏ふん	鶏舎、ふん尿処理施設、直売施設
34	畜産	Ⅲ	酪農と自家製乳製品を組み合わせた経営	50 20頭 (搾乳牛)	2 + 雇用0.5	生乳、乳製品、堆肥	牛舎、ミルカー、バルククーラー、ふん尿処理施設、乳加工販売施設

(3) 農業の広がりを支える経営モデル（所得目標300万円）

番号	分類	タイプ	営農モデル	経営耕地(a) (施設面積a) 作付面積(a)	労働力(人)	主な品目	主な施設・機械
1	野菜	Ⅱ	果菜類を主とした市場出荷経営	50 (施設20) 80	2	トマト、キュウリ、 野菜苗	園芸用ハウス、予 冷库
2	野菜	Ⅳ	農業体験型農園と野菜直販を主 とした経営	50 (施設0) 60	2	トマト、ナス、ホ ウレンソウ	園芸用ハウス、体 験型農園施設
3	野菜	Ⅱ	ワサビの市場出荷を主とした経 営	50 (施設0) 50	2	ワサビ	育苗ハウス
4	野菜	Ⅲ	野菜直売と農産物加工販売を組 み合わせた経営	50 (施設10) 80	2 + 雇用1	スイートコーン、 ダイコン、サトイ モ、菓子、惣菜	園芸用ハウス、加 工施設、予冷库
5	野菜	Ⅰ Ⅳ	多品目野菜の直売に、観光農園 を取り入れた経営	50 (施設10) 70	2.5	トマト、キュウリ、 コマツナ、ホウレ ンソウ等、ブルー ベリー	園芸用ハウス
6	野菜	Ⅰ Ⅱ	共同直売所やインショップ、契 約出荷など多様な販売方式によ る野菜経営	60 (施設5) 100	2	トマト、キュウリ、 コマツナ、カブ、 ブロッコリー、キ ャベツほか	園芸用ハウス、予 冷库
7	野菜	Ⅱ	アシタバの市場出荷経営	80 (施設0) 80	2	アシタバ	袋詰機
8	野菜	Ⅱ	コマツナの市場出荷を主とした 経営	25 (施設5) 150	2	コマツナ	園芸用ハウス、予 冷库
9	複合	Ⅰ Ⅱ	キヌサヤエンドウの市場出荷を 主とした複合経営	30 (施設20)	1	キヌサヤエンドウ、 パッションフルー ツ、切葉類	園芸用ハウス
10	花き	Ⅱ	花壇苗・鉢花を主とした市場出 荷経営	40 (施設10) 80	2	花壇苗、鉢花類	園芸用ハウス、自 動かん水装置
11	花き	Ⅱ	切葉類を主とした市場出荷経営	40 (施設20) 40	1	キキョウラン、カ ラー、モンステラ、 ルスカス、レザー ファン等	園芸用ハウス
12	花き	Ⅰ	切花の直売を主とした経営	35 (施設5) 50	1	ユリ、ストック、 アスター等	園芸用ハウス、暖 房機
13	複合	Ⅰ	切花の市場出荷と多品目野菜の 直売経営	60 (施設5) 100	2 + 雇用1	キク、枝物、トマ ト等	園芸用ハウス
14	果樹	Ⅲ	ウメ、ユズ、カキ等の生産と加 工、販売を主とした経営	60 (施設0) 60	2	ウメ、梅干、カン キツ類、カキ	加工施設、直売施 設

番号	分類	タイプ	営農モデル	経営耕地(a) (施設面積a) 作付面積(a)	労働力(人)	主な品目	主な施設・機械
15	果樹	I	ナシ、ブドウを主とした果樹経営	30 (施設0) 30	2 + 雇用0.5	ナシ、ブドウ、キウイ、カキ	スピードスプレヤー、かん水施設、直売施設
16	果樹	IV	ブルーベリーの摘み取りと直売を主とした果樹経営	30 (施設0) 30	2	ブルーベリー	防鳥網施設、直売施設
17	複合	IV	パッションフルーツとトマトの複合経営	30 (施設10) 40	2	パッションフルーツ、トマト	園芸用ハウス
18	植木	II	緑化用苗木の母樹生産を主とした経営	80 (施設10) 80	2	ツツジ類などの苗木	育苗ハウス(ミスト)
19	植木	II	植木の生産、販売を主とした経営	80 (施設10) 80	2	ハナミズキ、ツツジ類、シャラ、ヤマボウシ、ツゲ等	クレーン付トラック、バックホー
20	畜産	II	TOKYO Xの一貫経営	30 20頭 (母豚)	2	TOKYO X、堆肥	豚舎、ふん尿処理施設
21	畜産	I	庭先販売を主とした養鶏経営	30 2000羽 (採卵鶏)	1.5	鶏卵	鶏舎、堆肥舎、直売施設
22	作物	III	ソバ、コムギ、ダイズ等の生産、加工、販売経営(P P V跡地等)	60 (施設0) 90	2	ソバ、コムギ、ダイズ	コンバイン、加工施設、食体験施設

(4) 農業生産法人など企業的な経営モデル（販売目標5,000万円以上）

番号	分類	タイプ	営農モデル	経営耕地(a) (施設面積a) 作付面積(a)	労働力(人)	主な品目	主な施設・機械
1	野菜	Ⅱ	コマツナ等、水耕軟弱野菜の高度集約経営	40 (施設40) 480	3 + 雇用4	コマツナ サラダ菜 ミニセロリー等	園芸用ハウス、水耕施設、調整・梱包施設、予冷库
2	花き	Ⅰ	特産花き・観葉鉢物の法人経営	500 (施設80) 500	3 + 雇用5	フェニックス・ロベレニー、観葉鉢物、サンダーソニア、球根・苗	園芸用ハウス
3	植木	Ⅱ	緑化木の生産・流通と造園施工を行う経営	200 (施設5) 200	2 + 雇用2	シマトネリコ ソヨゴ コニファー類 ツツジ類等	クレーン付トラック バックホー、根切チェーンソー
4	畜産	Ⅲ	乳製品の加工を行う法人経営	—	1 + 雇用4	乳製品	充填機、アイスクリーマー、冷蔵・冷凍庫、ショーケース
5	畜産	Ⅱ	搾乳ロボットを取り入れた酪農経営	300 80頭 (経産牛)	3 + 雇用2	生乳、堆肥	牛舎、搾乳ロボット、バルククーラー、TMR給餌機、ふん尿処理施設
6	加工	Ⅲ	自家産および地元産の農畜産物の加工を行う法人経営	—	3 + 雇用3	惣菜、弁当	ショーケース、ガス自動フライヤー コールドテーブル 冷蔵庫

都では、平成24年2月16日に「東京農業振興プラン」中間まとめを公表し、東京都ホームページへの掲載等を通じて、広く都民の皆様のご意見を募集いたしました。

募集期間が短いにもかかわらず、貴重なご意見を多数いただき、誠にありがとうございました。

ここでは、お寄せいただいた主なご意見の概要と、それに対する対応についてご紹介させていただきます。

1 意見の募集期間と件数

- 募集期間：平成24年2月16日から29日まで
- 意見件数：79件

2 主な意見の概要と対応

区分	ご意見の概要	都の対応
総論	○本プランが、地域農業の振興にとってさらに効果的となるよう、関係する団体や農業者の意見が施策に反映されるようにしていただきたい。	今後の施策展開にあたっては、農業者や関係団体の意見を参考とさせていただきます。
	○農業経営が都民生活に大きく貢献している点を評価し、農家の経営と農地の維持を可能にする、都独自の直接支援施策の創設が必要。	各種振興施策の展開を図るとともに、都市農地の保全に向けた制度改善を国に要求することとしています。
序章 農業振興プランの改定に向けて		
1 プラン改定の目的	○都民アンケートで示された意識調査は、84.6%が「農業と農地を残したい」と回答。農地保全運動の高まりを受け止め、プラン改正理由の中に位置づけること。	序章の改定の目的に「都民の期待の高まりへの対応」を位置づけるとともに、第1章に記載した「都民の意識」を踏まえたプランとしています。
第1章 東京農業を取り巻く状況		
第1節 経済・社会情勢の変化	○1300万人の消費者を抱える東京都として消費者と農業を守るため3月にまとめる振興プランには、TPP参加反対の姿勢を明確にしたものとする。	都は、「東京農業の産業力の強化」を柱に据え振興施策を展開するとともに、国の動向を見極めながら、適切に対応していきます。
	○国内自給力を高めることとTPP参加は並立するものではないと認識します。踏み込んだ見解を示すべき。	
第2節 東京農業の現状と課題	○都市農地を「都民全体の財産として保全すること」について明記していただきたい。	第3章の「都市農業の持続的な振興と貴重な都市農地の保全に向けて」の項で、「都市の貴重な財産」と記載させていただきました。

区分	ご意見の概要	都の対応
第2章 東京農業の振興方向と施策展開		
第1節 農業振興の 基本的考え方	1 目指すべき東京農業のすがた ○農業・農地の多面的機能を重視し、農業を都の基幹産業と位置づけるべき。	「目指すべき東京農業のすがた」を『都民生活に密着し未来に向け発展する産業』としています。
第2節 農業振興施策の展開	1 東京農業の特性を活かした産業力の強化 ○東京での農業振興と都民の農業参画のしくみの一つとして、「農業体験農園」は有効な事業と考えます。さらに推進が図られることを望みます。 ○認定農業者の位置づけを明確に記述し、農業経営改善の実現をサポートするため、事業対象を明確に個別経営体にするなど、補助事業における斬新的な基本の方針を示されたい。 ○遊休農地は解消より発生防止策としての、「援農ボランティア、農作業受委託の推進、担い手不足農家所有農地の流動化、販路確保のための共同直売所等の設置、価格補償体制の拡充、獣害対策など」の施策を体系的に位置付けるべき。 ○「農地の保全と確保」の中に、市街化区域内農地の減少速度を少しでも緩やかにさせるため、「生産緑地を増加させる」という目標を明記するとともに、関係法・制度の障壁を除く記述をすべき。 ○「農地と担い手のマッチングの促進や耕作放棄地の再生支援、農作業受委託の取組を充実します」とあるが、既に先駆的にかつ積極的に取り組んでいる生活協同組合、ワーカーズ・コレクティブ、NPOなどへの支援の強化も必要。また、先進事例を都として積極的に広報活動で展開することを望みます。 ○援農ボランティアについて、東京農業を応援する都民の育成を行なっている自治体が複数あります。農業者と都民とのマッチングをより広く促進していくための具体的な施策・しくみを検討すべきと考えます。 ○練馬区では、何らかの形でヘルパー・ボランティアに手伝ってもらいたいと要望している農業者の要望に答えるため、「農の学校」を開き育成したいとしている。都としても、それらの組織化と、支援体制を強化すること。 ○都市環境への貢献について、特に区部においては、小規模農地所有者の果たす役割も大きいので、「産業の振興」という視点のみならず、「農地保全」という視点から小規模農地所有者に対しても、農地の維持を可能にするような柔軟な施策の創設が必要。	「東京のポテンシャルを活かした魅力ある農業経営」の一つとして、農業体験農園を推進していきます。 認定農業者をはじめとする経営改善に意欲的な農業者に対しては、積極的な支援を行っていくこととしています。 遊休農地については、その発生防止と解消の両面から対策を講じていくこととしています。 第2章において「生産緑地の追加指定の積極的な推進」、第3章において「生産緑地指定の面積要件の引き下げを国に要望」と記載しております。 今後の施策展開にあたって、参考とさせていただきます。 第2章の「都民や企業など幅広い担い手の活用」の項で、援農ボランティアの育成とマッチングを一層促進することとしています。 第2章の「地域農業の生産力強化と農商工連携の推進」の項で、様々な経営規模の農業者が地域で連携し、それぞれが農地の利活用と生産活動を活発化する取組を支援することとしています。

区分	ご意見の概要	都の対応
	○東京都の農業は生産物ではなく、日本一のマーケットと海外から田畑へのアクセスしやすさなど、東京の農地・農業しか持っていない条件を主力商品とすべき。	第2章において「大都市東京に立地する東京農業は様々な発展の可能性とそれを実現していく力を秘めている」としています。本提案も、東京農業が持つ潜在力に視点を当てたものと考えます。 今後の施策展開にあたって、参考とさせていただきます。
	○「農業」「菜園ライフ」の対象は、東京都の特色を生かし、「社会の第一線で活躍する」、「小さい子供がいて時間に余裕がない」、「次世代の流行を先取りする（影響力のある）」、「グローバルな」、「資産のある」者などの未開拓の客層を取り込むべき。	
	○東京農業は、富裕層ビジネスに取り組むべき。都心に近い農地で体験型の農園サービスを受けるには相当の金銭負担が生じるようにする。「農園サービスは金儲けと無縁である」という思い込みが東京農業の価値を低めている。	
	○農業生産基盤の整備と農地の保全・利活用の促進の部分で、整備の対象を平坦な農地の広がる農業振興地域や急峻な傾斜地にある農地だけでなく、「市街化調整区域にある優良集団農地」も加えるべき。	「農業基盤の整備」の項目の中で「農業振興地域を含む市街化調整区域」という表現にさせていただきました。
	○農家の所得確保に向け、地域農業のモデル栽培や機械や設備・施設等ともなり、補助事業の趣旨に沿い、個別経営や行政コストの削減につながる効果もある計画については、既存施設を利用した設備投資も補助事業の対象とする施策を盛り込んでいただきたい。	今後の施策展開にあたって、参考とさせていただきます。
	○個々の農家による個性ある農業経営の確立に向け、特にハード面の支援については、従来のようにグループ単位を基本とするのではなく、はじめから個別の農業経営を基本として支援の対象にする方向を打ち出していきたい。	
	○「経営改善に取り組む農業者が増加、新規就農者増加に期待が寄せられている」という現状分析に止めず、こうした者が大いに希望を持ち、働ける具体的支援制度の確立を図ること。	認定農業者をはじめとする経営改善に意欲的な農業者や新規就農者に対しては、積極的な支援を行っていくこととしています。
	○「東京農業の持つ潜在力を発揮した力強い推進」に向け、都民のニーズの開拓と農業経営の確立、さらには、「東京産」「江戸野菜」などのブランド的野菜の生産と販売、加工とマルシェを通じて消費者との結びつく力を付け、個性ある東京農業のスタイルの確立を図ること。	第2章に記載した、「都民ニーズの開拓による新しい農業経営の確立」や「東京オリジナルの商品開発とブランド化の推進」、「都内産農産物の地産地消のネットワークづくり」などを通じて、個性ある東京農業のスタイルを確立していきます。

区分	ご意見の概要	都の対応
	○ブランド化を進めるため、その推進力として大学や研究機関、機構の協力を図ること。	第2章において、「1,300万人の都民を抱え、多様な産業や大学などの教育・研究機関が集積する東京の強み」を活かすこととしています。
	2 都内産農畜産物の安全・安心の確保と地産地消の推進	
	○都としては、原発ではなく、再生可能エネルギーへ施策の転換を図るよう強く求めます。また、農業者が再生可能エネルギーを設置する場合の財政的支援施策を一日も早く実施すること。	再生可能エネルギーの活用という考え方は重要であると考えます。 今後の施策展開にあたって、参考とさせていただきます。
	○学校給食への食材の提供については、農家個人の契約で、供給を満たすことができないという問題がある。NPO組織、法人、JAなどの協力を得て安定供給と作付けの指導体制を確立すること。	第2章において、学校給食への都内産農産物の導入拡大とそのための生産供給体制を強化することとしています。
	○全東京規模のエリアを網羅したネットワークづくりの整備・販売拠点作りを進めるとともに、都内量販店への販売ルート確立など支援すること。	第2章において、東京全域をエリアとした地産地消のネットワークを整備することとしています。
	○都市農業の振興のためには、「食と農」を一体のものとしていくことが必要です。その意味でも、このプランを実現するための担い手のひとつとして生協を積極的に位置付けてほしい。	第2章において、東京農業の力強い展開のためには、農業参画に意欲的な都民等を東京農業の新たな担い手として確保・育成することとしています。特に、食との関わりが強い消費者団体におきましては、積極的な参画をお願いいたします。
	○環境に優しい農業の推進に関しては、農薬使用量の低減や生物多様性など様々なご提案をいただきました。	今後の施策展開にあたって、参考とさせていただきます。
	3 豊かな都民生活と快適な都市環境への積極的貢献	
	○農地が災害発生時の都民の避難場所としての活用や仮設住宅提供の重要な土地であり拠点となることを前提とした都市施策を進めるため、農業者、都民、各自治体との連携で防災協定など一日も早い対策方針を提示すること。	今後の施策展開にあたって、参考とさせていただきます。
	○農業・農地の防災機能の発揮に向け、井戸をはじめ、防災協定等に協力する農家が持つ農業施設の維持・管理を支援する施策を打ち出していきたい。	
	○防災協定農地、食育（体験農業、学校給食、学童農園等）、農地保全（特に生産緑地）などの推進について、東京都が行う都市計画や教育および防災担当部局との連携について、明記すべき。	第4章において、都庁内関係部局との連携を一層強化し、安全・安心の確保や食育の推進、都市農地の保全などの様々な分野で、多角的に対策を講じていくこととしています。
	○都市整備局で策定した「緑確保の総合的な方針」とも連携した施策の展開が必要。	

区分	ご意見の概要	都の対応
	○都市生活者と農地・農業者をつなぐ橋渡し役の育成が最優先。	今後の施策展開にあたって、参考とさせていただきます。
	○「都内農産物や農業体験を通じた食育の推進」に関して、農業の理解を進め、「食」を大切に考えることを育むには、学校や地域で行なわれる食農教育が重要です。既に「総合的な学習の時間」授業の展開を通して食農教育に取り組んでいるNPOなどの先進事例を都として積極的に広報活動で展開するとともに、積極的に活用することを望みます。	
	○学校給食における都内産農産物利用の促進に向け、学校給食の食材として都内産の農産物を使用する割合を増やす明確な目標を掲げるとともに、そのための方策として、自治体や学校が地場産農産物の利用を増やすことでメリットを得られるような支援策を確立していただきたい。	
	○都市農地が、食糧生産機能だけでなく様々な機能を発揮するためには、農家の所有権を超えた、地域の中での位置づけの議論が必要。「農家だけでなく市民も一緒になって自分が住む地域の農地を守る」それが「コモンズ」という考え方が必要。都市農地を農業生産法人「コモンズ農園」に現物出資し、地域の共有財産として永遠に保全する仕組みを提案する。	農家だけでなく、市民や地域が一体となって都市農地を守っていくという考えは、大切な視点であると思います。 なお、都市農地を現物出資することは、税制上の問題があり、現状では実現は難しいと考えます。

第3章 都市農業・農地に係る制度改善の国への提案

2 都市農業・農地の位置づけの明確化と基本法の制定		
○都市農業・農地の位置づけの明確化と基本法の制定について、国への法制定を求めるだけでなく、全国の生産緑地の約4分の1が存在する東京都において、率先して都市農業推進のための条例制定を検討すべきと考えます。	都としては、条例制定ではなく、本農業振興プランに基づき、着実に施策を推進していきたいと考えております。	
3 都市農業・農地の制度改善		
○特定農地貸付けの市街化区域内への拡大は、生産緑地制度改正と併せて提案する必要がある。	第3章に記載のとおり、都は、生産緑地も一般農地と同様に貸し借りができるよう、「特定貸付け」制度の適用拡大を国に求めていくこととしています。	
○市街化区域内の農地の貸借を積極的に進めるべき。特定農地貸し付けの市街化区域への適用拡大を、生産緑地制度の改正も含め、提案すべき。		
○屋敷林をオープンガーデンなどとして積極的に開放し、区民の憩いの場として提供できる場合、緑の保全という観点から、税制も含めた支援策を講じるべき。		
		第3章において、相続税納税猶予制度を一定の土地利用制限のもと、屋敷林や農業用施設用地等にも拡大するなど、相続税の負担軽減措置を国に強く求めていくこととしています。 提案につきましては参考とさせていただきます。

区分	ご意見の概要	都の対応
	○都市農業をめぐる相続税納税猶予制度の問題や、固定資産税の高負担の問題、生産緑地指定の弾力化についての国への提案にあたっては、これらのことが東京に限らない全国的な仕組みとして整備されるよう力強い働きかけを期待する。	大都市圏の生産緑地を中心とした都市農業の振興と都市農地の保全を念頭に、国に対して制度の改善を強く働きかけていくこととしています。
	○「貸せない」「税が重い」という農地減少理由が改善する方向にあり、ぜひ、国への改善提案を強く望みます。付加要望として、「特定貸付け」制度で、市民農園の実施主体（NPO等）が、直接、農地所有者から借り受けることを可能とすること、相続税納税猶予を農業用施設用地等にも最大限適用拡大すること。さらに、固定資産税の変更にも踏みこむ必要があると考えます。	「特定貸付け」制度については、まずは、担い手である農業者を対象と考えています。 ご提案の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。
	○都市農業・農地の保全に向けた大きな制度改正の動きがあるとき、農地そのものの管轄を国土交通省から農林水産省に管轄替えすべき事を強く要求します。また、都においてもその立場に立つことを要請します。	第3章での記述のとおり、都市農業・農地については、都市政策と農業政策の両面からの明確な位置付けが必要であると考えます。
	○納税猶予制度の堅持はもちろんですが、今の位置づけの特別措置法を恒久的措置にするよう要請すること。農業生産上不可欠な施設すべて農地並み課税に改めさせること。固定資産税についても大幅な見直しを行うこと。	都では、まずは第3章で述べている制度改善を国に求めていくこととしています。このほか、今後さらに研究をしています。
	○生産緑地の指定面積を500㎡から300㎡に引き下げること。	第3章において、生産緑地指定の面積要件の引き下げを国に求めることとしております。
	○世代が変わると農林業を継承しない農家が増加しています。農林水産業も市場で生き残っていくために新しい試みをもっとすべきだと考えます。新しい担い手として土木建設業者を法人として農林水産業従事者として積極的に認めていくと良いと考えます。	企業についても幅広い担い手の一つとして位置づけています。
	○農林漁業振興対策審議会答申では、「今都市農地保全に一步踏み出さなければ、農業・農地を生かしたまちづくりの機会は永遠に失われてしまう」と危機的状況にあることを警告されています。それだけに、今回の振興プランの改定に当たっては危機的状況の立場にたって振興計画を確定しなければなりません。	ご提案の趣旨につきましては、第3章に記述いたしました。

区分	ご意見の概要	都の対応
第4章 都民生活に密着した産業・東京農業の実現に向けて		
	○農業者や農業団体および行政の役割を明らかにすることと、都民の協力は必要不可欠であると考えます。そのためにはそれぞれの役割をいかに発揮しどのように連携して協力していくかについて具体的に踏み込んだ内容を記述されることを望みます。	第4章において、それぞれの役割と都民の協力を記述しております。 今後は一層の役割発揮に向けて議論を進めていきます。
補章 地域農業の振興の考え方と経営モデル		
	○補章の「地域別農業の特徴と振興の考え方」において、農業者の高齢化や労働力不足に対応するため、都民の大多数が非農家出身であることを踏まえた新規就農者の支援策および促進策の検討と援農ボランティアや農作業受託のしくみをさらに具体的に充実していくべき。	新規就農の促進や新規就農者に対する支援などについては、今後とも施策の充実に努めていきます。
このほかにも多くの貴重なご意見をいただきました。今後の施策展開にあたって、参考とさせていただきます。		

平成24年 3 月発行

登録番号 (23)220

東京農業振興プラン

都民生活に密着した産業・東京農業の新たな展開

編集・発行 東京都産業労働局農林水産部農業振興課
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 ダイヤルイン 03 (5320) 4831

印 刷 昭和商事(株)
東京都豊島区巣鴨三丁目24番11号
電話 03 (3910) 5921